

第四回佐賀市・唐津市合同

タクシー特定地域協議会

平成23年6月28日

資料1

第4回佐賀市・唐津市合同
タクシー特定地域協議会（会議資料）

平成23年6月28日（火）

13:30～

グランデはがくれ（佐賀市）

TAXI

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業
の適正化及び活性化に関する特別措置法(特措法)
」関係資料

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(特措法)について

特措法制定の背景・目的

タクシーは、鉄道・バス等とともに、我が国の地域公共交通を形成する重要な公共交通機関です。しかしながら、タクシー事業を巡っては、長期的に旅客の需要が減少傾向にある中、タクシー車両が増加していることなどにより、地域によっては、収益基盤の悪化や運転者の賃金等の労働条件の悪化等の問題が生じており、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難な状況にあります。

こうした状況において、平成20年12月18日に交通政策審議会から「タクシー事業を巡る諸問題への対策について」が答申され、タクシーの機能を維持、活性化するために現時点で必要と考えている対策が示されました。

本法律は、以上を踏まえ、所要の措置を講ずるものです。

具体的には、特定地域において生じている以下の諸問題の解決を図り、各地域においてタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにしていくことを目標としています。

- ①タクシー事業の収益基盤の悪化
- ②タクシー運転者の労働条件の悪化
- ③違法・不適切な事業運営の横行
- ④道路混雑等の交通問題、環境問題、都市問題
- ⑤利用者サービスの低下

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(特措法)の概要

<特定地域の指定等>

○国土交通大臣は、供給過剰の進行等によりタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できていない地域を「特定地域」として指定します。

○国は、特定地域におけるタクシー事業の適正化を推進するため、検査、処分その他の監督上必要な措置を的確に実施します。

<特定地域の協議会による地域計画の作成及び実施>

○特定地域において、地方運輸局長、地方公共団体の長、タクシー事業者、タクシー運転者、地域住民等の地域の関係者は、協議会を組織し、特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化を推進するための計画(「地域計画」)を作成することができます。

○地域計画には、次に掲げる事項について定めます。

- ・タクシー事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針
- ・地域計画の目標
- ・地域計画の目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項

○地域計画の実施に関し必要な事項を定めます。

<特定事業計画の作成>

○特定地域のタクシー事業者は、単独で又は共同で、地域計画に即してタクシー事業の適正化及び活性化に資する取組み(「特定事業」)を実施するための計画(「特定事業計画」)を作成し、国土交通大臣の認定を受けることができる。

○特定事業計画には、事業譲渡、合併、減車等(「事業再構築」)について定めることができる。

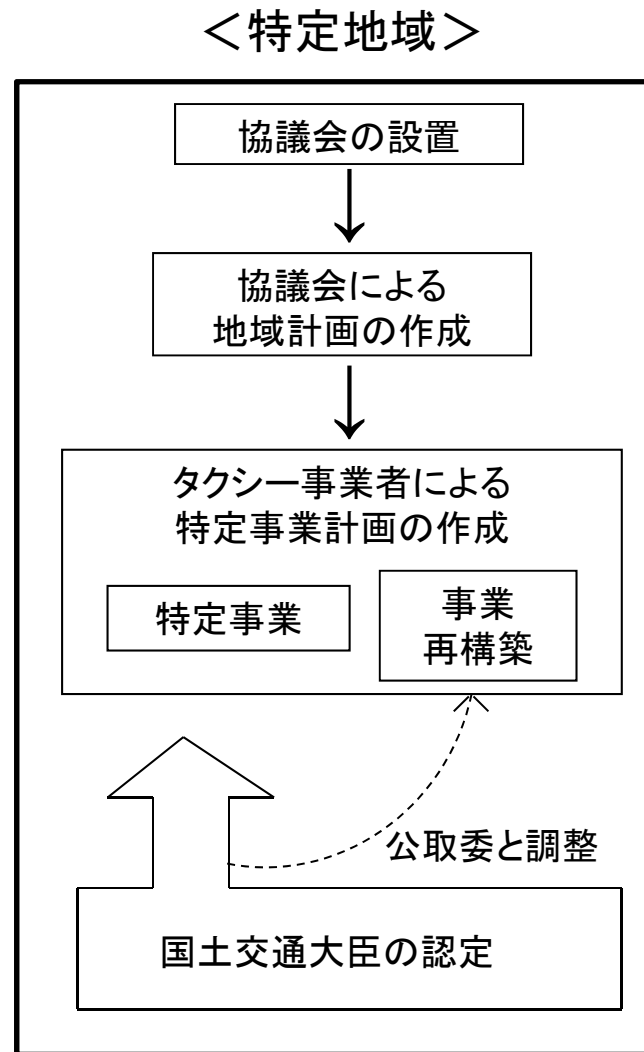
○国土交通大臣は、共同で行う事業再構築が定められている特定事業計画を認定する際は、必要に応じて、公正取引委員会と調整を行う。

<特定地域における道路運送法の特例>

○特定地域において、増車を行おうとする場合は、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

<その他>

○特定地域において、タクシー事業者とその団体は、タクシー事業の適正化及び活性化のための必要な措置を講ずるように努めなければならない。



協議会設置の目的

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法より

関係者相互の連携及び協力について

第七条

国、地方公共団体、一般乗用旅客自動車運送事業者等その他の関係者は、特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化を推進するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

協議会の設置について

第八条

特定地域において、地方運輸局長、関係地方公共団体の長、一般乗用旅客自動車運送事業者等、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者の組織する団体及び地域住民は、次条第一項に規定する地域計画の作成、当該地域計画の実施に係る連絡調整その他当該特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関し必要な協議を行うための協議会（以下単に「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。
 - 一 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に資する他の事業を営む者
 - 二 学識経験を有する者
 - 三 その他協議会が必要と認める者

協議会とは

基本的な考え方

- 協議会は、地域計画の策定主体となるものであり、計画実施に係る関係者間の連絡調整を行うなど、特定地域におけるタクシー事業の適正化・活性化を推進する上での中心的な役割を担うもの。
- 地域の多様な関係者が積極的に協議会に参画し、共有の認識の下、タクシー事業の適正化・活性化に関する取組を総合的かつ一体的に取り組んでいくことが期待される。

構成員

- 地方運輸局長、関係地方公共団体の長、タクシー事業者・団体、運転者の団体、地域住民のほか、必要に応じて他の公共交通事業者、地元企業、学識経験者等を構成員に含めることが望ましい。
- また、協議事項に係る関係行政機関(都道府県労働局又は労働基準監督署、都道府県公安委員会など)の参画を得ることも重要。

記載事項に関する留意事項

- 協議会運営の透明性・実効性等を確保する観点から、協議会における意思決定の方法等に係る規約を定め、適切に協議会を運営することが望ましい。
- 協議会運営の効率化や他の計画との整合性の確保を図る観点から、地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会等と合同で協議会を開催することも考えられる。

TAXI

「タクシー事業の状況」関係資料

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）とは・・・

タクシーは、鉄道、バス等とともに、我が国の地域公共交通を形成する重要な公共交通機関であり、地域社会に密着したドア・ツー・ドアの個別輸送、観光立国に対応する観光タクシー及び高齢化社会に対応する福祉輸送等あらゆる側面を持ち、一人一人の利用者のニーズにきめ細かく、なおかつ柔軟に対応することができる乗り物である。

一般タクシー

流し、駅待ち及び無線等により利用者の対応をするタクシー



個人タクシー

優秀適格者のみ許可され、高水準のサービスを提供するタクシー



乗合タクシー

乗合バス等では対応が困難な地域や時間帯等において足の確保を行うタクシー・デマンドタクシー等



観光タクシー

定まっている観光ルートを低運賃にて周遊することができるタクシー



福祉タクシー

身体障害者及び高齢者等のニーズにあわせ、車イスや寝台のまま乗ることができるタクシー



タクシー事業に関する現行制度の概要

参入面等（特定地域）

○新規参入

- ・輸送の安全確保に必要な体制・能力の審査(例:車庫・休憩仮眠施設、教育・指導体制等)
- ・事業を適確に遂行するに足る能力の審査(例:資金計画、法令知識試験、損害賠償能力、最低保有車両数等)
- ・欠格事由(過去2年以内に事業許可の取消処分を受けていること等)に該当しないこと

○事業計画の変更(営業区域の拡大・増車等:認可、減車等:事前届出)

○新規許可・増車認可の審査基準に、新たに発生する輸送需要によることを追加

運賃面

○認可制(運用として上限規制)

- ・能率的な運営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること(総括原価主義)
- ・特定の旅客に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと
- ・他の事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがないこと

事業運営面

組織体制

- ・運行管理者の選任
- ・整備管理者の選任
- ・運輸安全マネジメントの実施

運転者

- ・運転者の選任に当たつての諸規制(研修の義務付けなど)

運行

- ・点呼の義務付け
- ・運転者の拘束時間の制限
- ・運行記録計による速度等の記録義務付け(福岡交通圏のみ)

輸送サービス

- ・運送約款(認可制・標準約款制)
- ・区域外運送の禁止(発地及び着地のいずれもが営業区域外に存する旅客運送の禁止)

運送引受義務

タクシー事業者は一定の場合(公序良俗に反する場合、天災の場合等)を除き、運送の引受けを拒絶してはならない。

タクシー事業が抱える課題のまとめ

◆輸送需要の減退により・・・

- ・タクシー事業者の収益基盤悪化
- ・運転者の賃金等の労働条件悪化

◆車両台数の増加により・・・

- ・車両1台当たり利益率の低下
- ・タクシー車両による道路混雑(交通問題、環境問題、都市問題)

◆これらの要因により・・・

- ・過重労働に伴う交通事故の誘発
- ・サービスの質的低下

・・・等々・・・



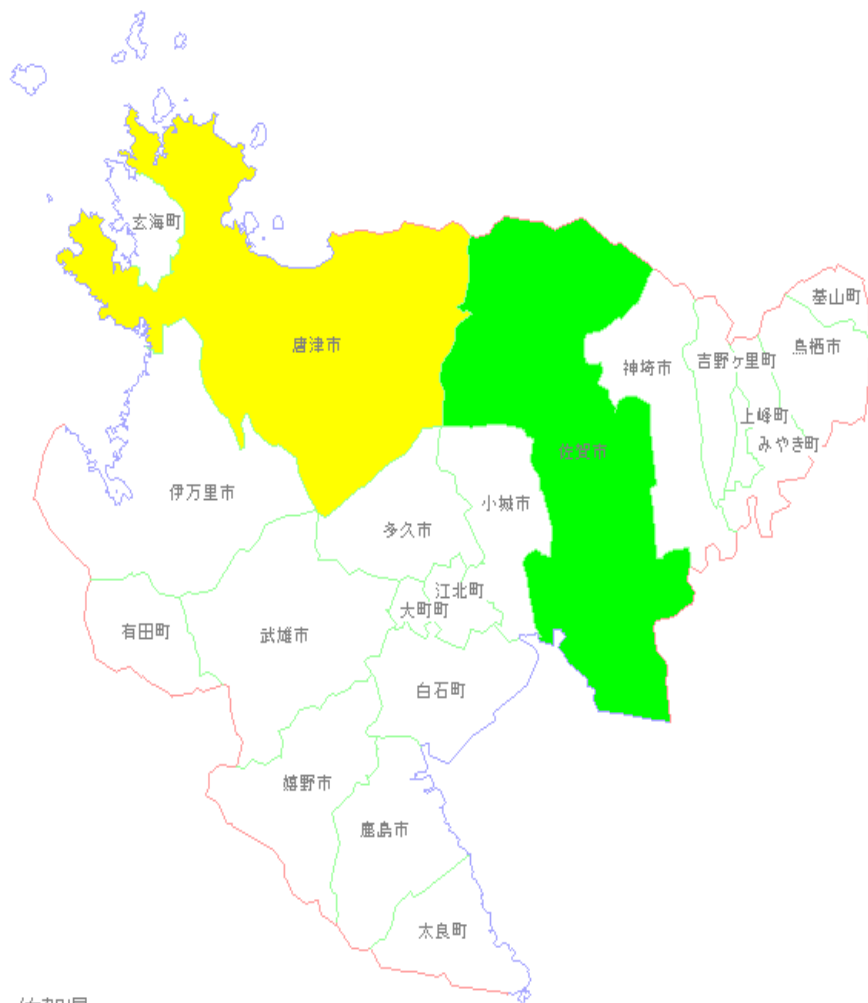
地域公共交通機関としての機能不全



タクシー事業の適正化及び活性化を推進することにより、
地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにするために
必要となる地域計画の作成等を行うために

特定地域協議会を設置

各特定地域のタクシー事業者数・タクシー台数



佐賀県

	佐賀市			
	法人タクシー		個人タクシー	タクシー計
	事業者数	車両数		
平成23年 3月末	19	473	61	534
平成14年 3月末	24	522	67	589

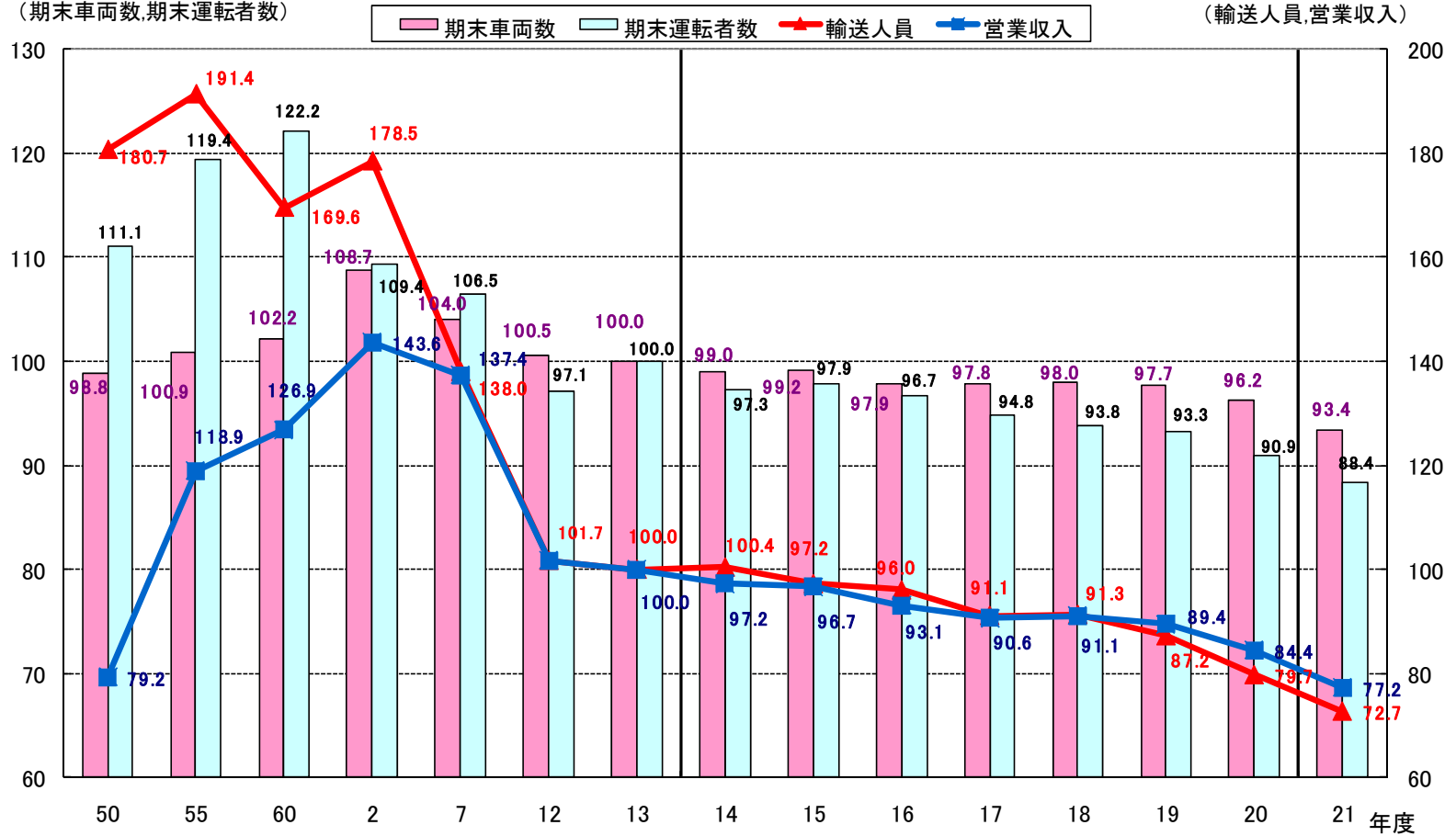
	唐津市			
	法人タクシー		個人タクシー	タクシー計
	事業者数	車両数		
平成23年 3月末	8	204	/	204
平成14年 3月末	9	227	/	227

佐賀県の法人タクシーの輸送実績の推移

佐賀県のタクシー各種指標の推移(法人のみ、H13=100)

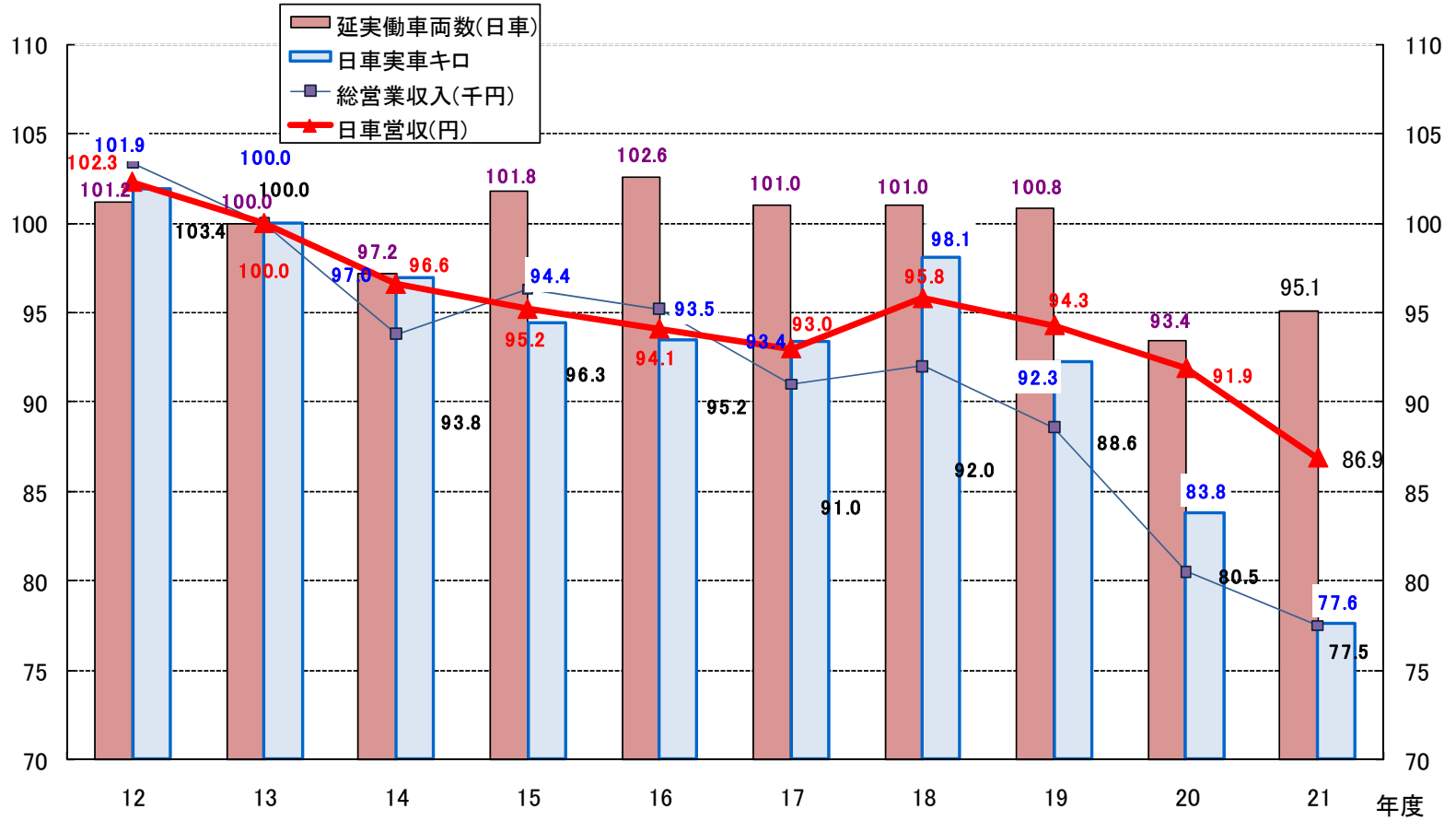
(期末車両数,期末運転者数)

(輸送人員,営業収入)



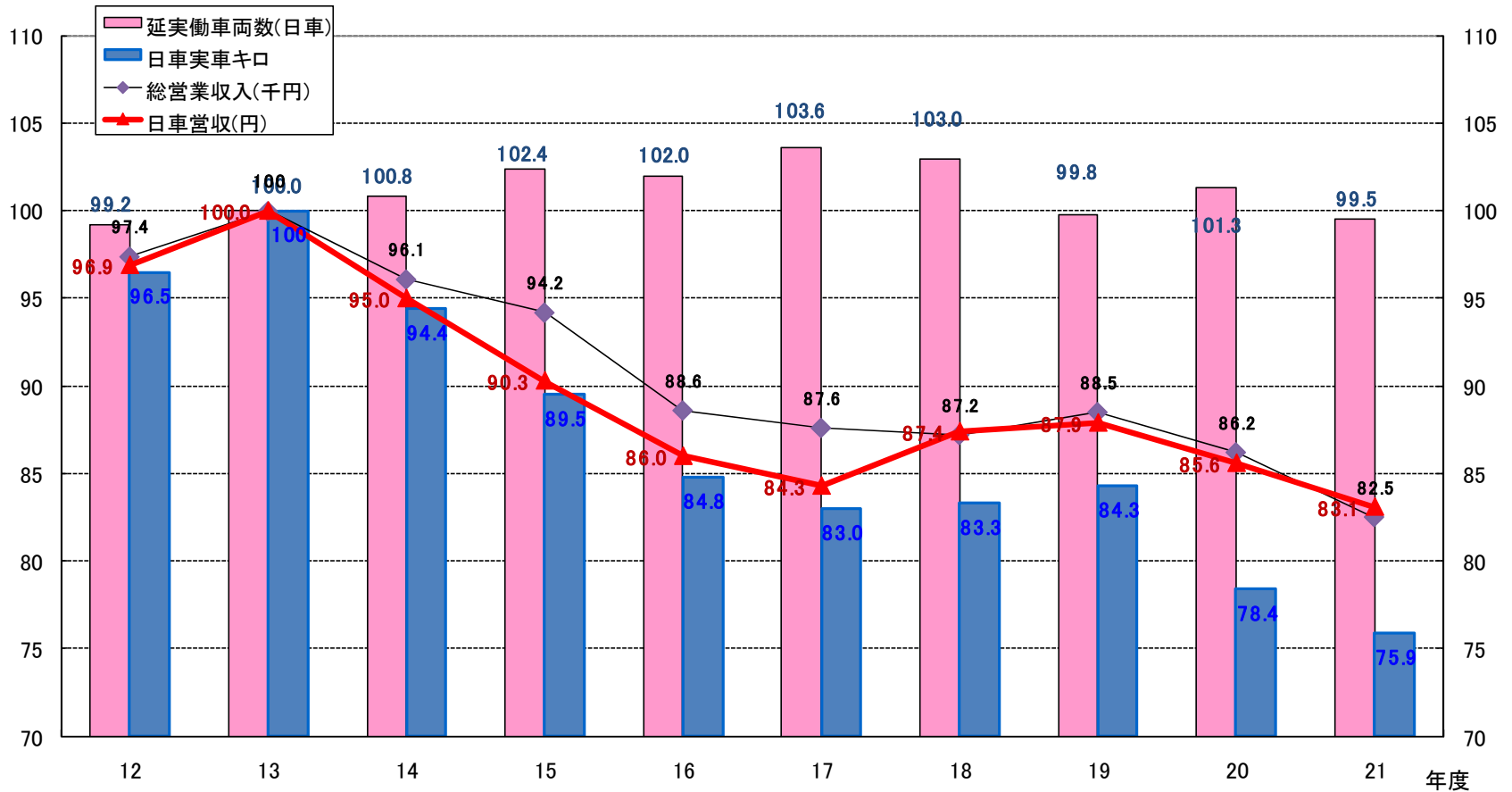
佐賀市の法人タクシーの輸送実績の推移

佐賀市のタクシー各種指標の推移(法人のみ、H13=100)

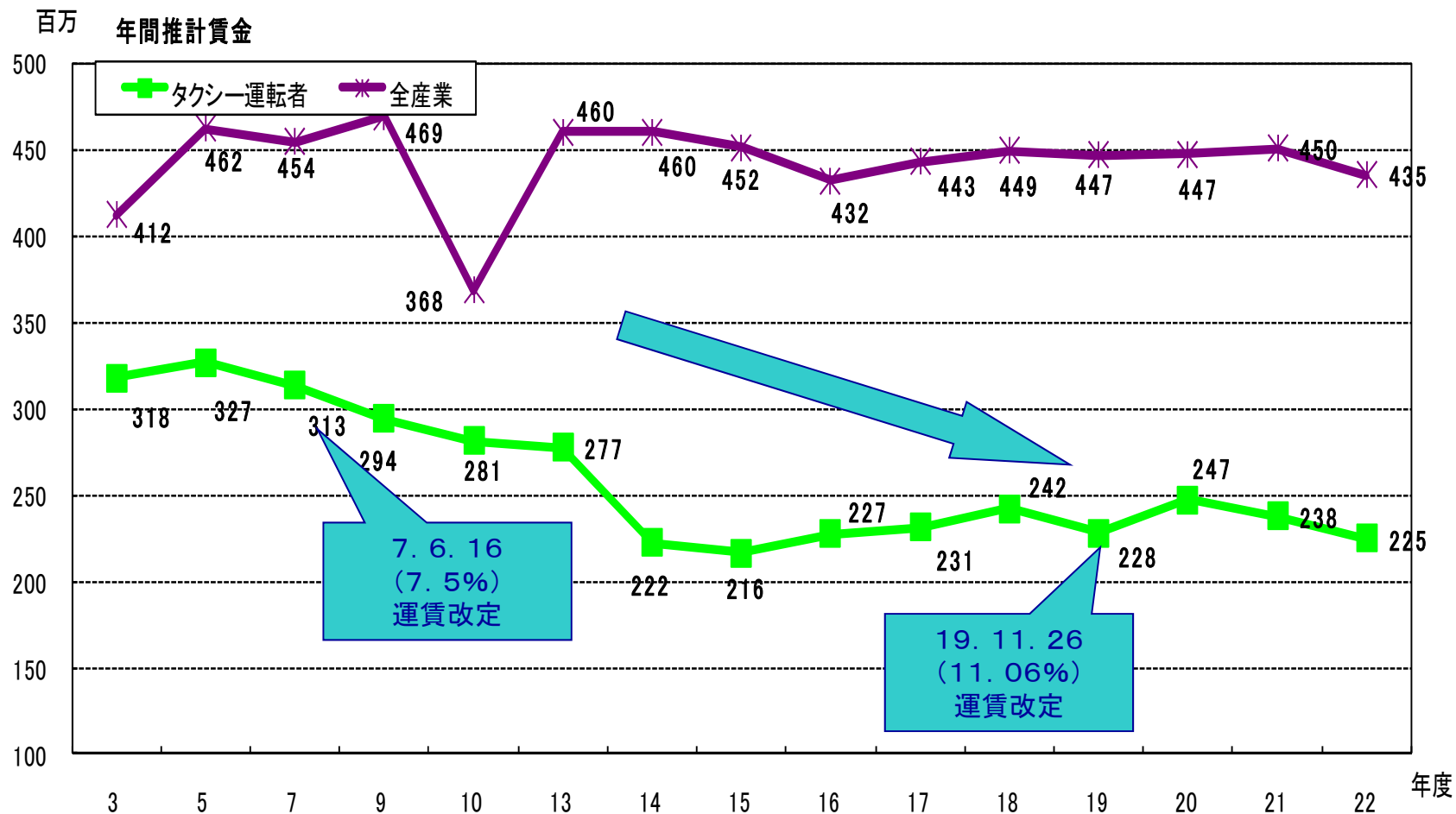


唐津市の法人タクシーの輸送実績の推移

唐津市のタクシー各種指標の推移(法人のみ、H13=100)

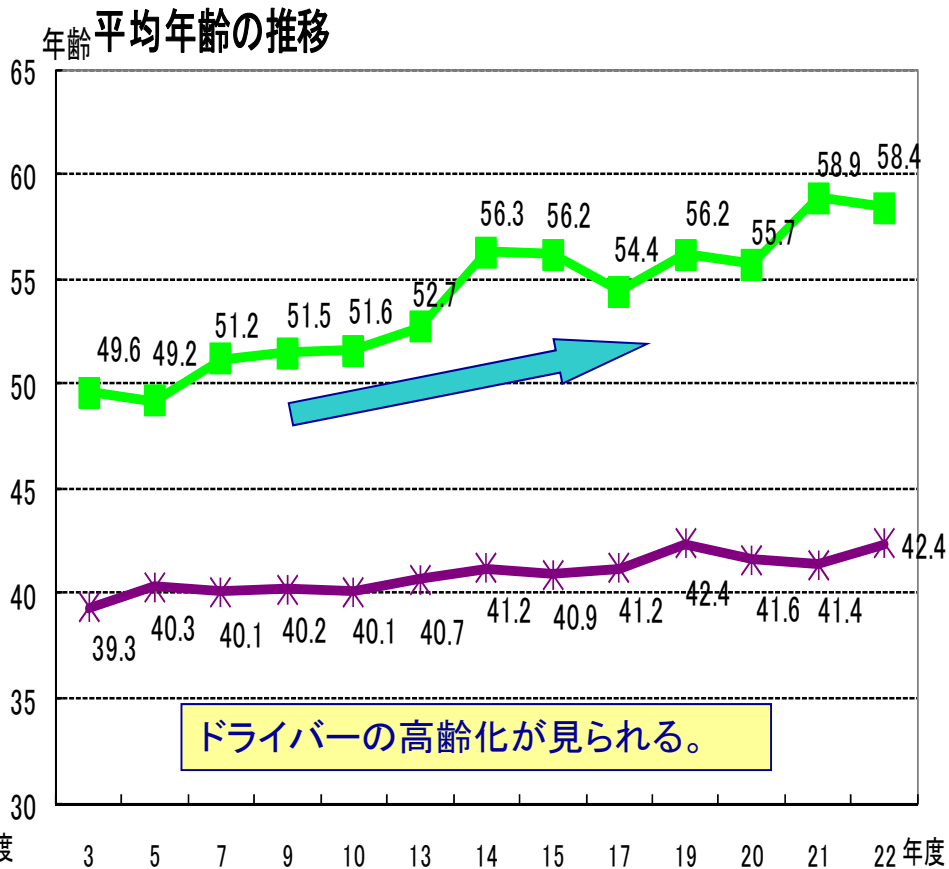
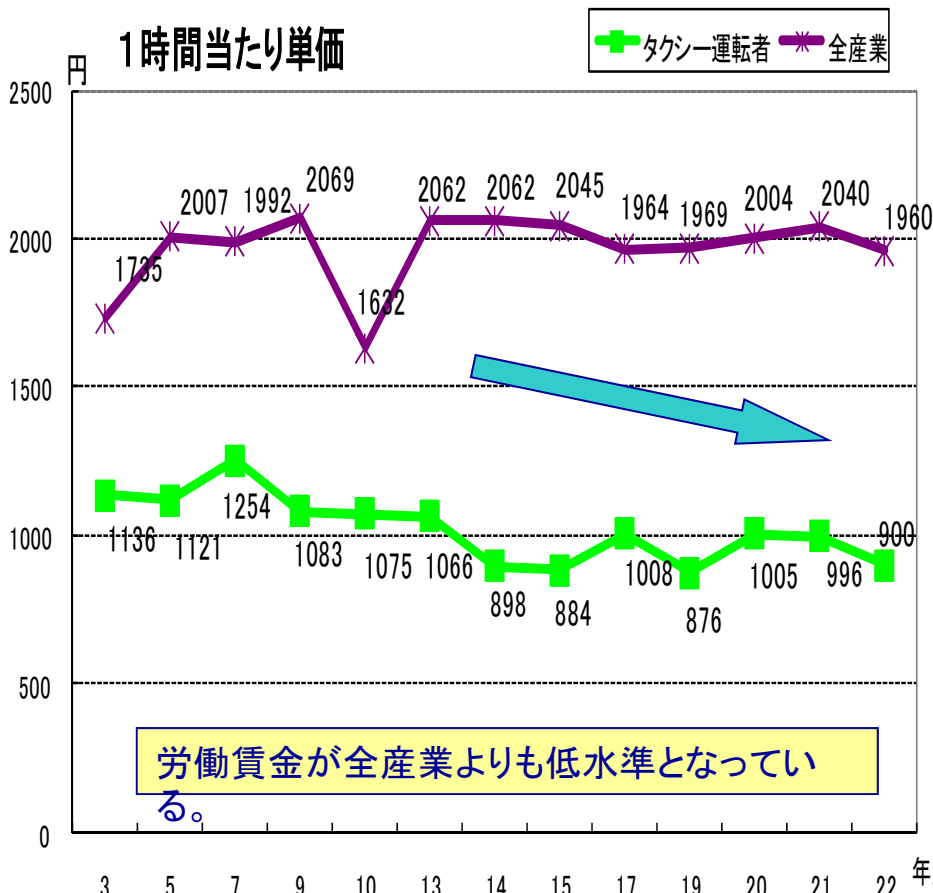


佐賀県におけるタクシー運転者の労働環境 1/2



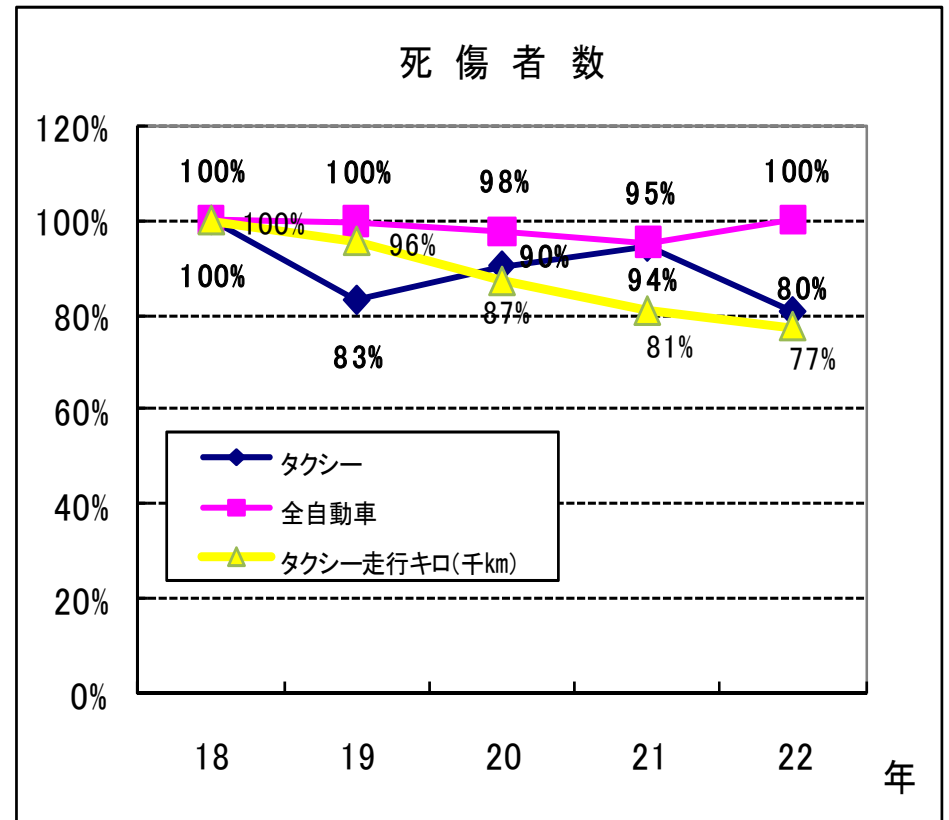
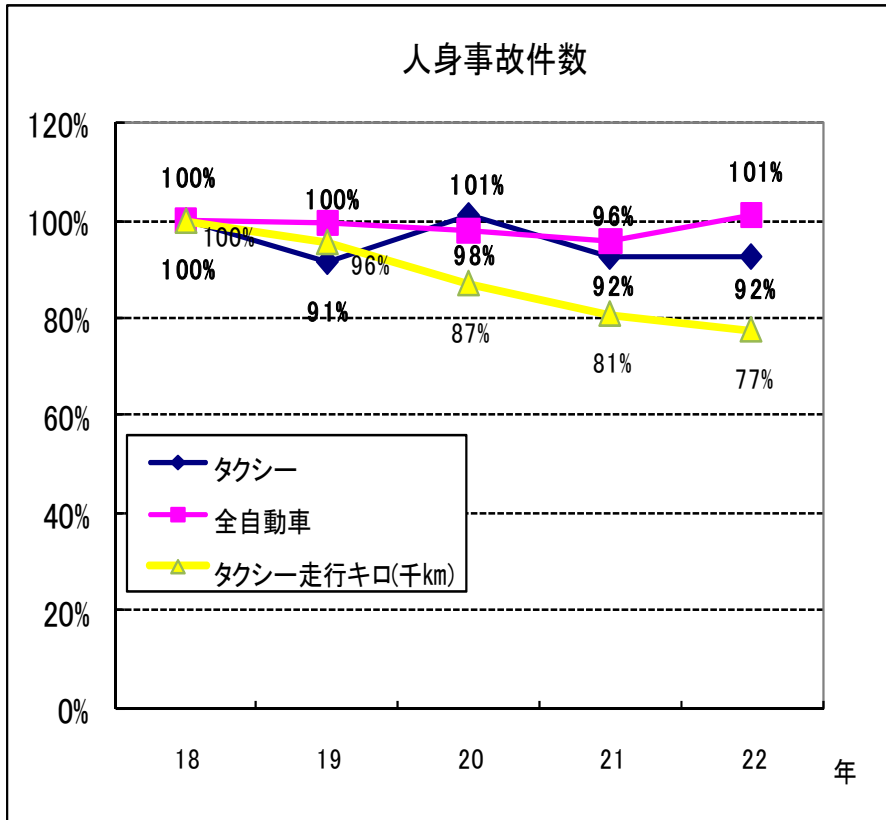
* 1. 脚注 19年の運賃改定では運転者の賃金改善を条件とし行政指導を行ったものであり、また、賃金構造基本統計調査は毎年6月に実施されているため、リーマンショック以降の景気後退が反映されたものではありません。

佐賀県におけるタクシー運転者の労働環境 2/2



厚生労働省 賃金構造基本統計調査より

佐賀県における人身事故発生件数の推移(H18=100)



※全車両、タクシーが第一当事者の場合における死者数、負傷者数、死傷者を基に算出

佐賀県警察本部交通部交通企画課統計資料 より

TAXI

「特定事業計画・事業再構築状況」 関係資料

適正と考えられる車両数の算定について

○需要量の算定

次式により推定。

$$\begin{aligned} & \text{需要量 (21年度の推定総実車キロ)} \\ & = 20年度の総実車キロ \times \text{平成16年度から5年間の総実車キロの各前年度比の平均値} \end{aligned}$$

○適正と考えられる車両数の算定

次式により行う。

$$\begin{aligned} & \text{適正と考えられる車両数} \\ & = \text{需要量} \div (\text{過去5年間の平均総走行キロ} \times \text{平成13年度の実車率} \\ & \quad \div \text{過去5年間の平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率 (※)} \end{aligned}$$

※実働率については、「90%」及び「85%」を適用してそれぞれ算出。

	「90%」	「85%」
・佐賀市	約 380両	約 400両
・唐津市	約 180両	約 190両

〈参 考〉 平成23年5月31日現在の車両数


・佐賀市	471両	適正車両数までの不足車両数	71両	乖離率	17.8%(実働率85%で算出)
・唐津市	204両	適正車両数までの不足車両数	14両	乖離率	7.4%(実働率85%で算出)

$$\text{需要量} \div \text{過去5年間平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{過去5年度平均実働車両数} \div 365 \text{日} \div \text{実働率}$$

タクシーが稼働した車両数 タクシーが稼働した割合

$$= \text{需要量} \div \text{年間実車キロ} \div \text{過去5年度平均実働車両数} \div 365 \text{日} \div \text{実働率}$$

旅客が利用した距離



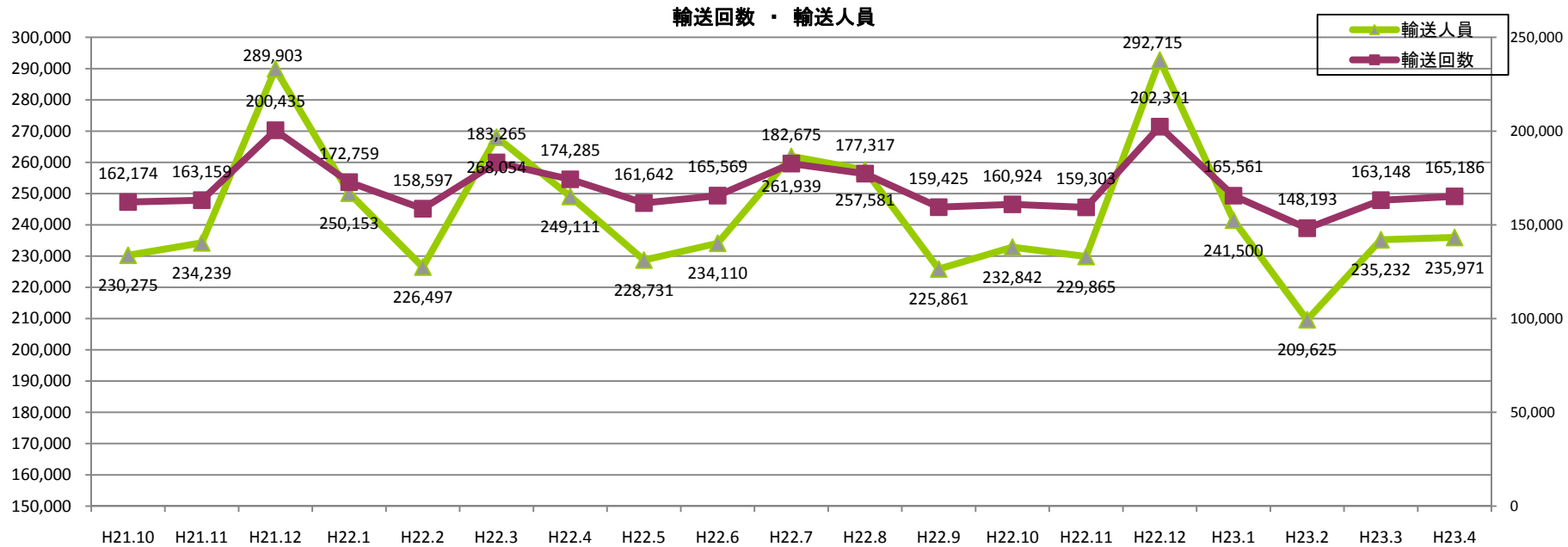
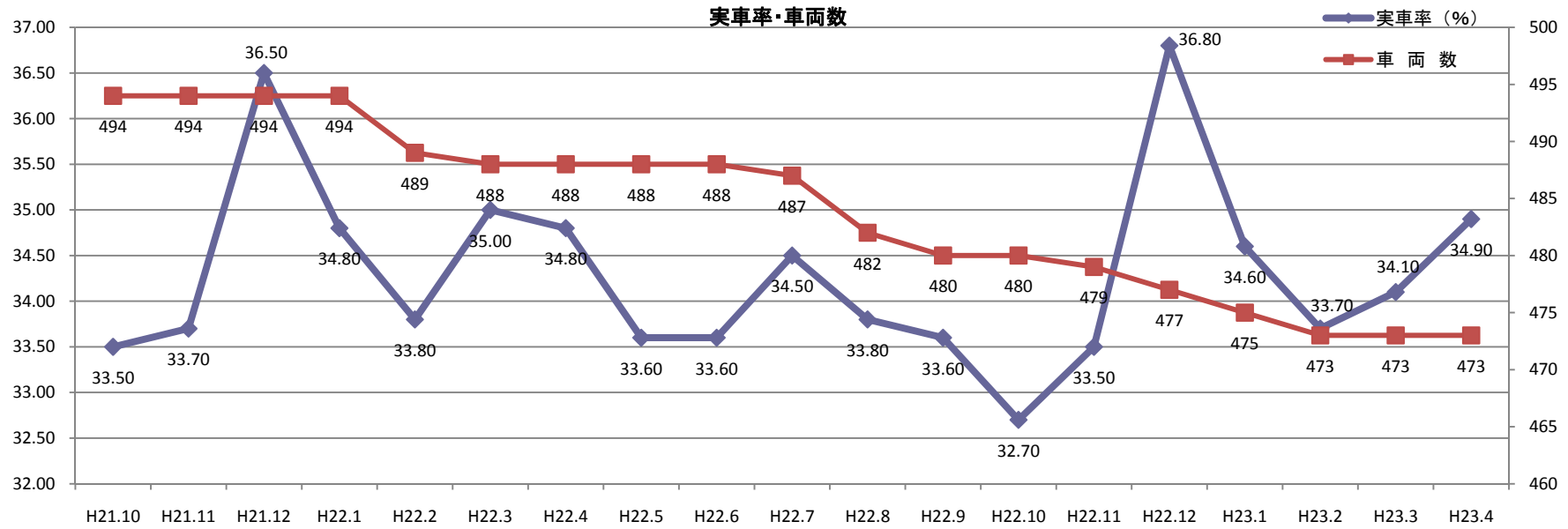
$$= \text{需要量} \div \text{1両あたり実車キロ} \div 365 \text{日} \div \text{実働率}$$

$$= \text{年間必要実働車両数} \div 365 \text{日} \div \text{実働率}$$

$$= \text{1日当たり実働車両数} \div \text{実働率}$$

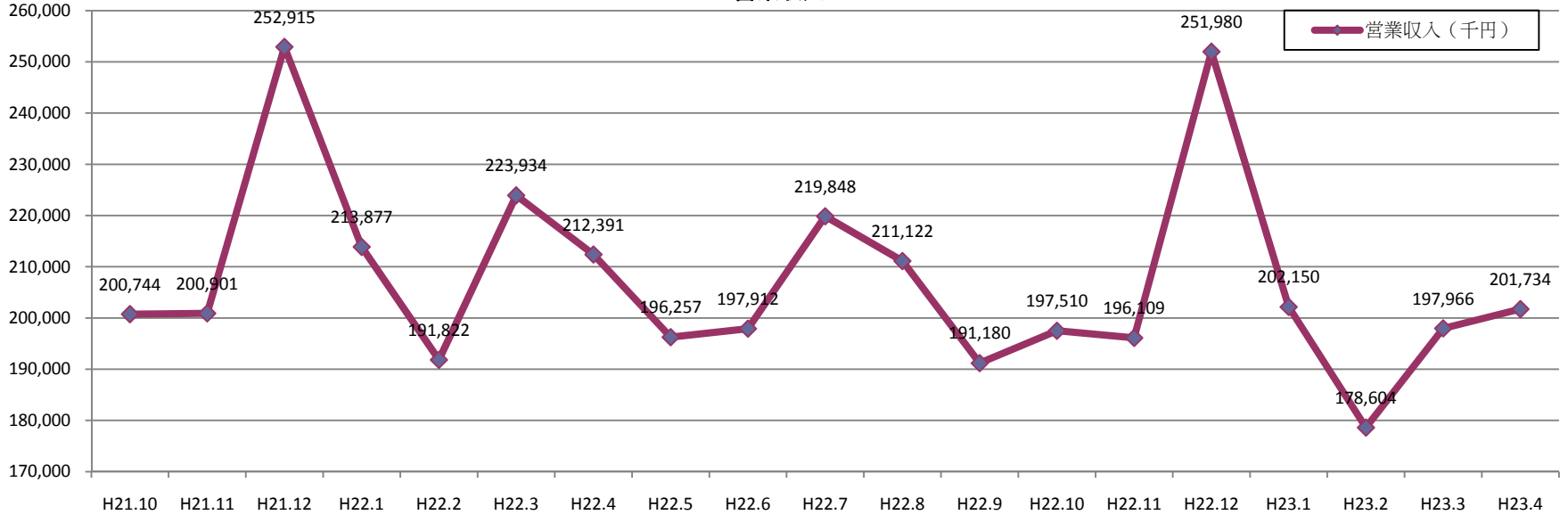
$$= \text{適正車両数}$$

特措法施行(H21.10)から現在までの佐賀市における輸送状況 1/2

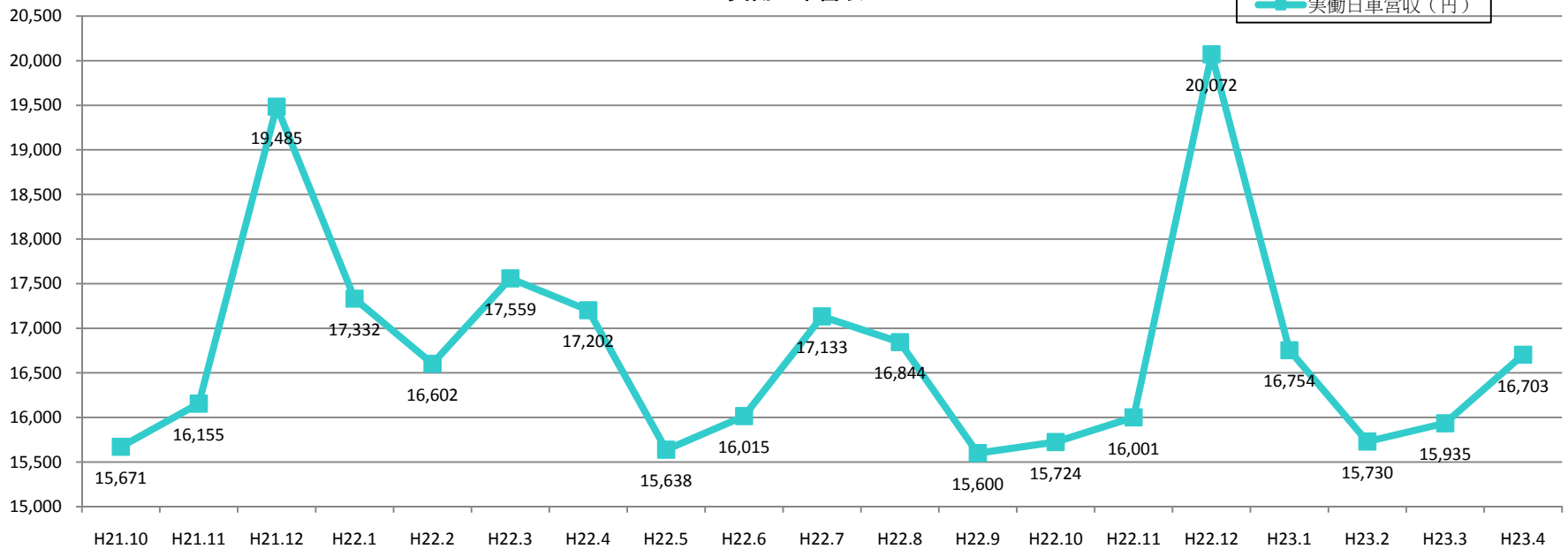


特措法施行(H21.10)から現在までの佐賀市における輸送状況 2/2

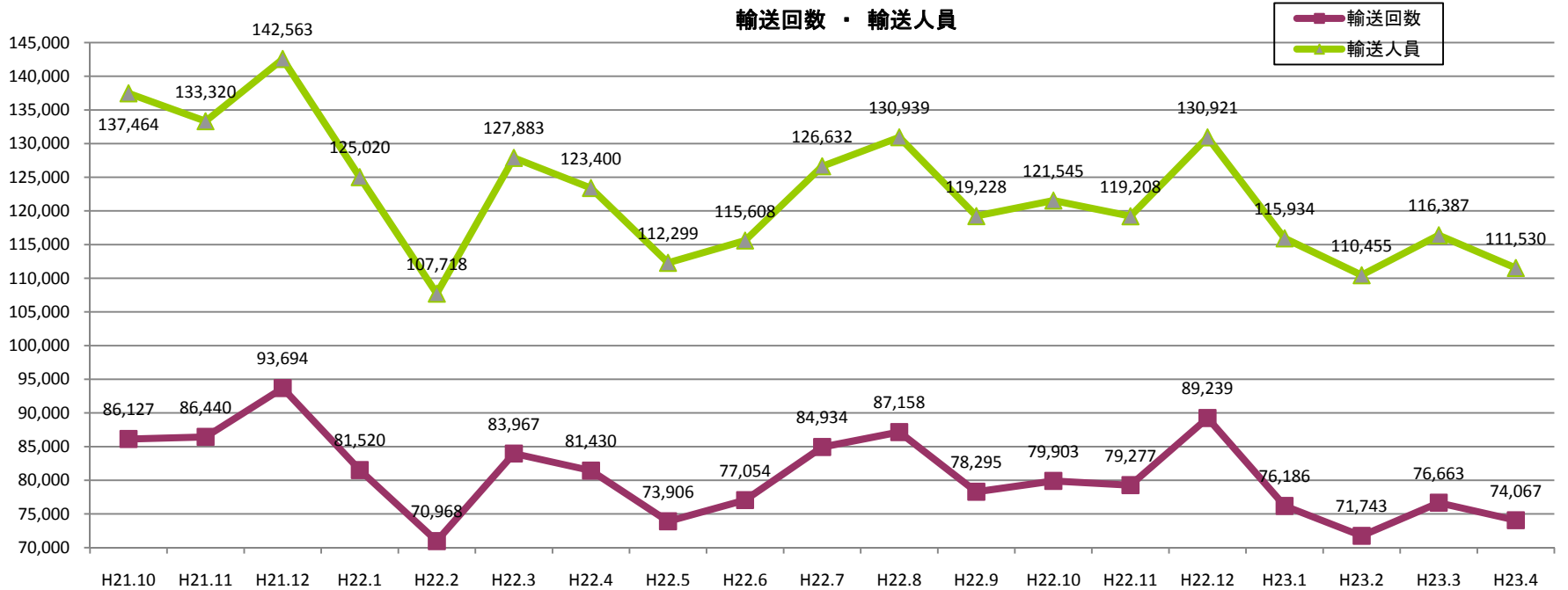
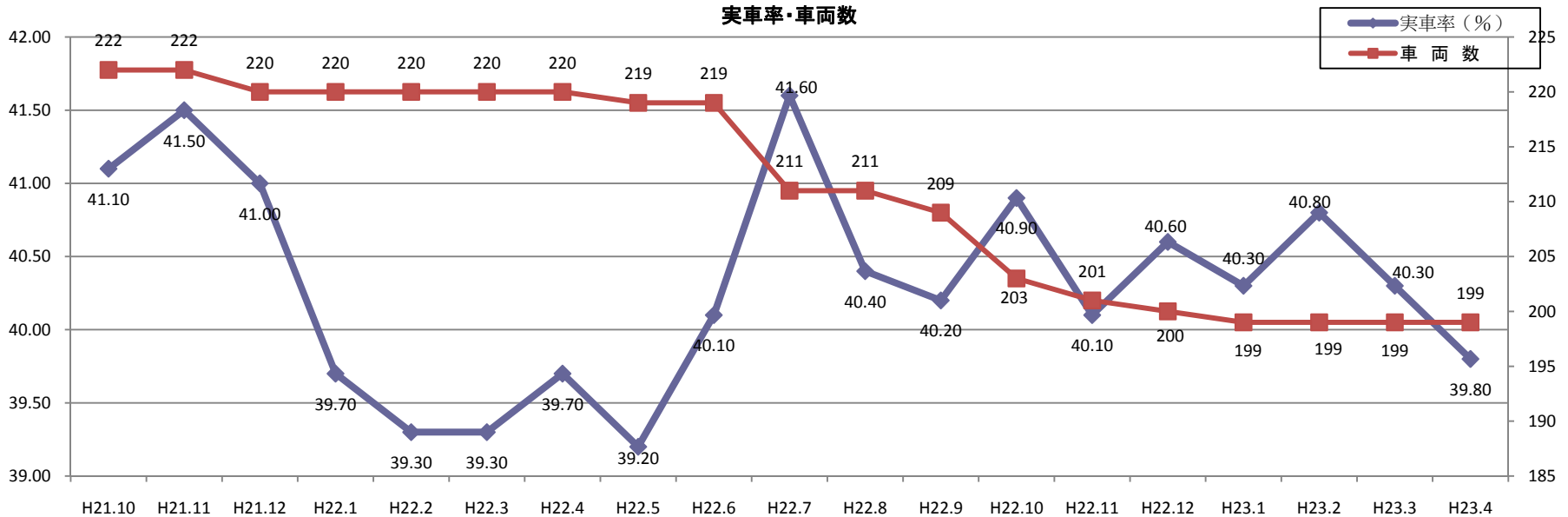
営業収入



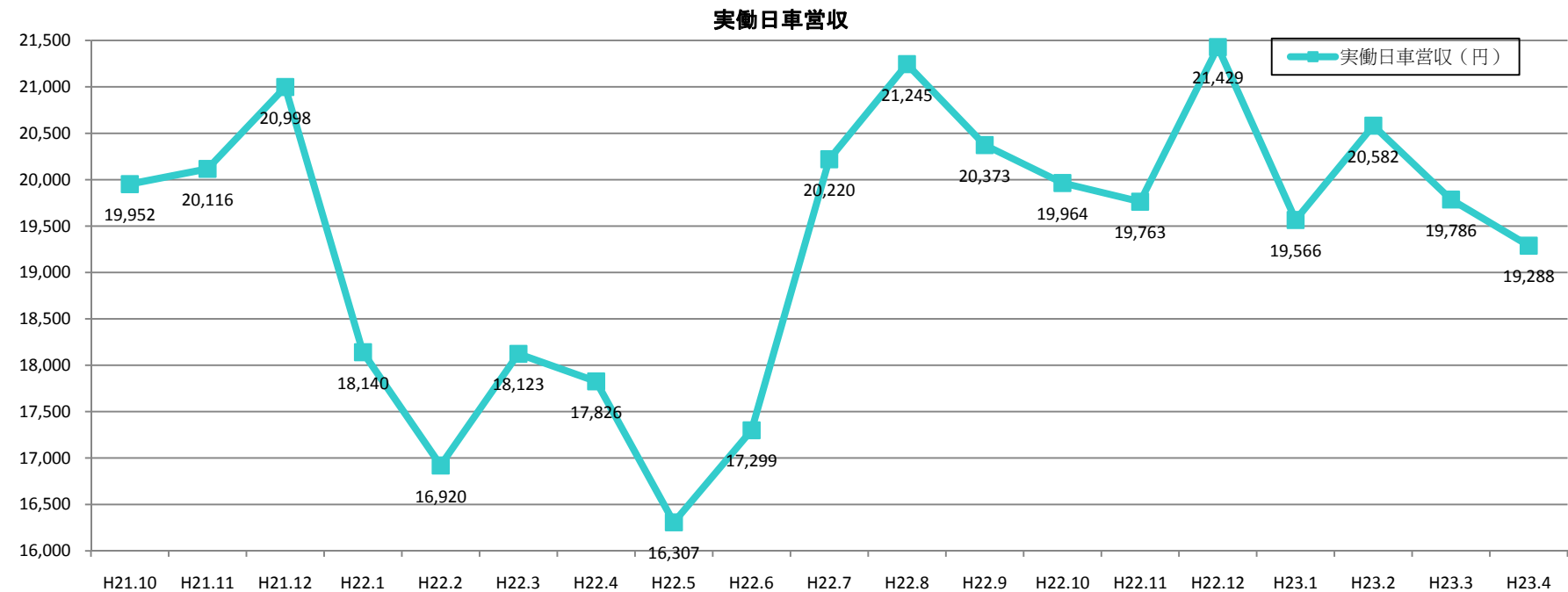
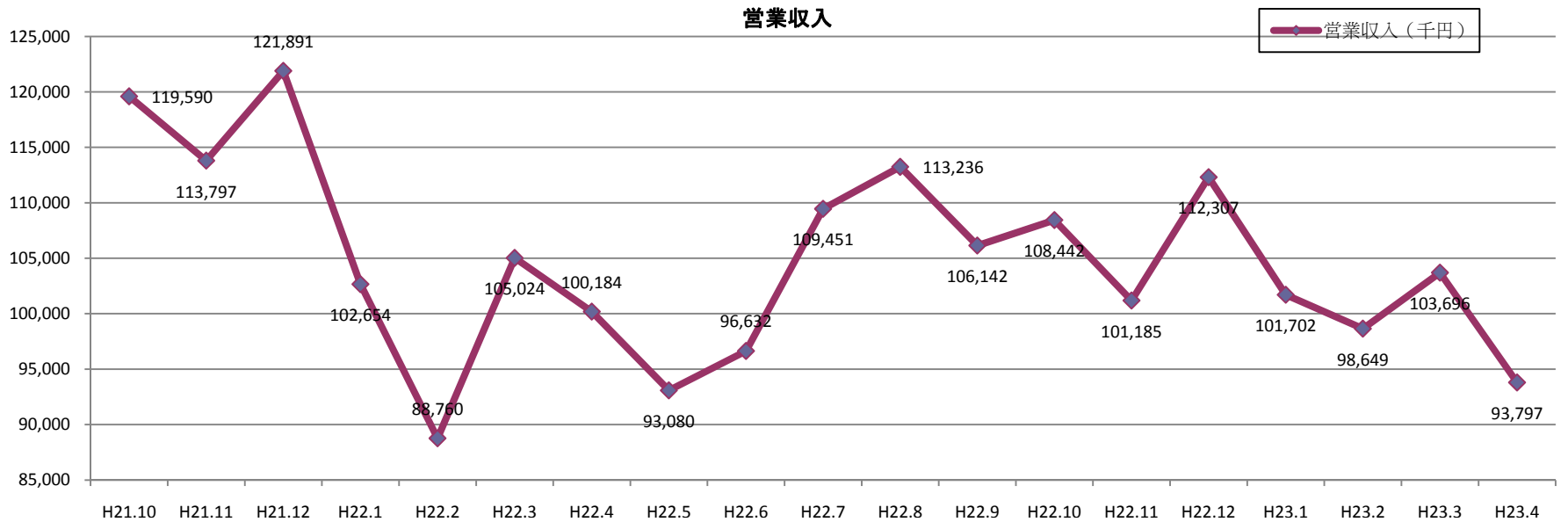
実働日車營收



特措法施行(H21.10)から現在までの唐津市における輸送状況 1/2



特措法施行(H21.10)から現在までの唐津市における輸送状況 2/2



佐賀市特定事業計画認定申請状況 一覧表

No.	事業者名称	営業区域 (特定地域名)	申請日	認定番号	認定日	基準車両数 (※1)	平成21年 9月末 車両数	既減車数 (※2)	申請時 車両数	事業再構築			減車・休車後 の車両数	基準車両数から の減車・休車率
										減車数	休車数	合計		
1	(株)佐賀タクシー	佐賀市	6月7日	九運旅二第117号	6月25日	64	64	0	64	3	2	5	59	7.8%
2	(有)みどりタクシー	佐賀市	6月7日	九運旅二第112号	6月21日	30	27	0	27	0	2	2	25	16.7%
3	(株)池田タクシー	佐賀市	6月7日	九運旅二第109号	6月21日	39	38	0	38	3	0	3	35	10.3%
4	中央タクシー(株)	佐賀市	6月7日	九運旅二第122号	6月25日	109	100	2	98	0	0	0	98	10.1%
5	(有)大財タクシー	佐賀市	6月7日	九運旅二第110号	6月21日	22	21	0	21	0	1	1	20	9.1%
6	神野タクシー(有)	佐賀市	6月7日	九運旅二第113号	6月21日	30	27	0	27	0	2	2	25	16.7%
7	明治タクシー(株)	佐賀市	6月7日	九運旅二第104号	6月17日	29	29	0	29	2	0	2	27	6.9%
8	(有)天山タクシー	佐賀市	6月7日	九運旅二第123号	6月25日	10	10	0	10	0	0	0	10	0.0%
9	(有)城東タクシー	佐賀市	6月7日	九運旅二第124号	6月25日	17	17	0	17	0	0	0	17	0.0%
10	(有)はと交通	佐賀市	6月7日	九運旅二第118号	6月25日	28	27	0	27	1	0	1	26	7.1%
11	(有)横尾タクシー	佐賀市	6月7日	九運旅二第103号	6月17日	22	21	0	21	1	0	1	20	9.1%
12	野口 アキ子 (蓮池タクシー)	佐賀市	6月7日	九運旅二第131号	6月25日	9	9	0	9	0	0	0	9	0.0%
13	(株)相互タクシー	佐賀市	6月7日	九運旅二第125号	6月25日	20	20	0	20	0	0	0	20	0.0%
14	(有)久保田タクシー	佐賀市	6月7日	九運旅二第126号	6月25日	24	24	0	24	2	0	2	22	8.3%
15	(有)おだタクシー	佐賀市	6月7日	九運旅二第127号	6月25日	20	19	0	19	0	0	0	19	5.0%
16	昭和タクシー(株)	佐賀市	6月7日	九運旅二第128号	6月25日	20	18	0	18	0	0	0	18	10.0%
17	嬉野 正人 (北山タクシー)	佐賀市	6月7日	九運旅二第128号	6月25日	2	2	0	2	0	0	0	2	0.0%
18	(有)有明タクシー	佐賀市	6月7日	九運旅二第129号	6月25日	12	12	1	11	0	0	0	11	8.3%
19	(有)松原タクシー	佐賀市	6月7日	九運旅二第130号	6月25日	7	6	0	6	0	0	0	6	14.3%
合計						514	491	3	488	12	7	19	496	8.8%

(※1) 特定特別監視地域指定時の一般タクシー保有車両数

(※2) 平成21年10月1日から(特定事業計画認定)申請時までの、基準車両数からの減車車両数

唐津市特定事業計画認定申請状況 一覧表

No.	事業者名称	営業区域 (特定地域名)	申請日	認定番号	認定日	基準車両数 (※1)	平成21年 9月末 車両数	既減車両数 (※2)	申請時 車両数	事業再構築			減車・休車後 の車両数	基準車両数から の減車・休車率
										減車 数	休車 数	合計		
1	昭和タクシー(株)	唐津市	6月7日	九運旅二第105号	6月17日	116	110	0	110	13	0	13	97	16.4%
2	唐津観光タクシー(株)	唐津市	9月1日	九運旅二第565号	9月8日	59	59	0	59	3	3	6	53	10.2%
3	(株)玄海タクシー	唐津市	11月19日	九運旅二第943号	11月25日	7	7	2	5	0	0	0	5	28.6%
4	唐津タクシー(株)	唐津市	11月29日	九運旅二第1006号	12月2日	16	16	2	14	0	0	0	14	12.5%
5	隈 靖生 (七山タクシー)	唐津市	11月29日	九運旅二第1007号	12月2日	1	1	0	1	0	0	0	1	0.0%
6	前田 国臣 (岩屋タクシー)	唐津市	12月3日	九運旅二第1019号	12月8日	5	5	0	5	0	0	0	5	0.0%
7	(有)鎮西タクシー	唐津市	12月3日	九運旅二第1020号	12月8日	11	10	0	10	0	0	0	10	9.1%
8	温泉交通(株)	唐津市	3月31日	九運旅二第7号	4月6日	19	19	0	19	0	0	0	19	0.0%
合 計						234	227	4	223	16	3	19	204	12.8%

(※1) 特定特別監視地域指定時の一般タクシー保有車両数

(※2) 平成21年10月1日から(特定事業計画認定)申請時までの、基準車両数からの減車車両数

個人タクシー(佐賀市) 特定事業計画認定申請状況 一覧表

	氏名	申請日	認定日	認定番号 (九運旅二)		氏名	申請日	認定日	認定番号 (九運旅二)
1	志戸 哲也	H22.11.25	H22.12.8	1015		32 高崎 孝行	H22.11.25	H22.12.8	1015 - 32
2	迎 安美	H22.11.25	H22.12.8	1015	- 2	33 石橋 和之	H22.11.25	H22.12.8	1015 - 33
3	角 正春	H22.11.25	H22.12.8	1015	- 3	34 武富 哲伸	H22.11.25	H22.12.8	1015 - 34
4	西岡 茂	H22.11.25	H22.12.8	1015	- 4	35 藤井 宗寿	H22.11.25	H22.12.8	1015 - 35
5	横尾 正則	H22.11.25	H22.12.8	1015	- 5	36 山田 俊明	H22.11.25	H22.12.8	1015 - 36
6	徳島 康輝	H22.11.25	H22.12.8	1015	- 6	37 大塚 保之	H22.11.25	H22.12.8	1015 - 37
7	筒井 勝宏	H22.11.25	H22.12.8	1015	- 7	38 武藤 武信	H22.11.25	H22.12.8	1015 - 38
8	吉川 和昭	H22.11.25	H22.12.8	1015	- 8	39 徳永 幸広	H22.11.25	H22.12.8	1015 - 39
9	江口 義憲	H22.11.25	H22.12.8	1015	- 9	40 堤 達彦	H22.11.25	H22.12.8	1015 - 40
10	中島 繁敏	H22.11.25	H22.12.8	1015	- 10	41 栗原 政弘	H22.11.25	H22.12.8	1015 - 41
11	古賀 秀隆	H22.11.25	H22.12.8	1015	- 11	42 江頭 秀文	H22.11.25	H22.12.8	1015 - 42
12	蒲原 健一	H22.11.25	H22.12.8	1015	- 12	43 宮口 廣義	H22.11.25	H22.12.8	1015 - 43
13	宗 博文	H22.11.25	H22.12.8	1015	- 13	44 古川 昌之	H22.11.25	H22.12.8	1015 - 44
14	塚原 寿久	H22.11.25	H22.12.8	1015	- 14	45 百武 登喜男	H22.11.25	H22.12.8	1015 - 45
15	古瀬 和馬	H22.11.25	H22.12.8	1015	- 15	46 川副 武二	H22.11.25	H22.12.8	1015 - 46
16	森 洋一	H22.11.25	H22.12.8	1015	- 16	47 田中 國広	H22.11.25	H22.12.8	1015 - 47
17	山口 征也	H22.11.25	H22.12.8	1015	- 17	48 増田 洋征	H22.11.25	H22.12.8	1015 - 48
18	宮地 一正	H22.11.25	H22.12.8	1015	- 18	49 瀬頭 堅太郎	H22.11.25	H22.12.8	1015 - 49
19	中島 義昭	H22.11.25	H22.12.8	1015	- 19	50 杉町 和博	H22.11.25	H22.12.8	1015 - 50
20	秀島 鶴喜	H22.11.25	H22.12.8	1015	- 20	51 森永 千年	H22.11.25	H22.12.8	1015 - 51
21	渡邊 正治	H22.11.25	H22.12.8	1015	- 21	52 中島 行敏	H22.11.25	H22.12.8	1015 - 52
22	原口 武久	H22.11.25	H22.12.8	1015	- 22	53 古賀 敏秀	H22.11.25	H22.12.8	1015 - 53
23	友田 義治	H22.11.25	H22.12.8	1015	- 23	54 田島 道弘	H22.11.25	H22.12.8	1015 - 54
24	中島 一善	H22.11.25	H22.12.8	1015	- 24	55 徳永 忠義	H22.11.25	H22.12.8	1015 - 55
25	藤井 八竹	H22.11.25	H22.12.8	1015	- 25	56 小副川 長治	H22.11.25	H22.12.8	1015 - 56
26	塚原 晃	H22.11.25	H22.12.8	1015	- 26	57 福井 光春	H22.11.25	H22.12.8	1015 - 57
27	石田 茂昭	H22.11.25	H22.12.8	1015	- 27	58 川村 芳二	H22.11.25	H22.12.8	1015 - 58
28	織田 宏	H22.11.25	H22.12.8	1015	- 28	59 大渡 博	H22.11.25	H22.12.8	1015 - 59
29	山口 宗博	H22.11.25	H22.12.8	1015	- 29	60 片岡 好	H22.11.25	H22.12.8	1015 - 60
30	蘭 正利	H22.11.25	H22.12.8	1015	- 30	61 服巻 明	H22.11.25	H22.12.8	1015 - 61
31	生島 弘一	H22.11.25	H22.12.8	1015	- 31	62 百武 和信	H22.11.25	H22.12.8	1015 - 62

※山田 俊明 氏について平成23年1月18日付け、譲渡譲受認可により現在、福島 寛紀に事業譲渡されています。

※大塚 保之 氏について、平成23年2月23日付けで死亡届出が提出されています。

※瀬頭 堅太郎 氏について、平成23年6月1日付けで事業廃止届出が提出されています。

佐賀市タクシー特定地域協議会 地域計画 / 特定事業計画認定集計表

承認日：平成22年3月18日 公表日：平成22年3月26日

特 定 事 業	実施主体			実施時期		法人計 (19社)	個人計 (62)	特 定 事 業	実施主体			実施時期		法人計 (19社)	個人計 (62)	
	事業者	タク協	個人組	短期	中期				事業者	タク協	個人組	短期	中期			
①利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起(タクシーサービスの活性化)								④交通問題、都市問題の改善								
1 サービス向上のための教育・研修の充実	○	○	○	○	○	19	62	29 主要なタクシー乗り場等の街頭指導の推進	○			○			8	
2 短距離利用を歓迎する運転者教育及び気軽な利用を呼びかける利用者へのPR	○	○	○	○		10		30 タクシー車両による混雑地域における迷惑行為の抑止策の徹底	○		○	○			3	
3 GPS-AVMの導入とそれを活用した効率的配車	○				○			31 タクシー乗り場及び周辺における美化の推進	○		○	○			9	
4 電子マネー、クレジットカード、ICカード決済器の導入	○				○			⑤総合交通ネットワークの一員としての機能の向上								
5 チャイルドシートの導入	○				○			32 バス路線廃止後等における地域住民の移動手段の確保のための乗合タクシーの推進	○			○			1	
6 ハイグレード車の導入	○		○	○	○	3		33 輸送障害時における代替輸送の連携強化	○			○				
7 ジャンボタクシーの導入	○				○			⑥観光振興に向けての取り組み								
8 ETCの導入	○		○	○	○			34 観光タクシーの運行	○		○	○	○	1		
9 自社乗り場の設置・運営	○				○			35 観光タクシー乗務員接客講習会の実施	○	○	○	○	○	1		
10 福祉タクシー・介護タクシーの運行	○				○	1		36 観光タクシーの情報等の広報活動	○	○	○	○	○			
11 子育て支援タクシー・妊婦支援タクシーの運行	○				○			⑦防犯対策等への貢献								
12 ホームヘルパー研修の受講の促進	○			○	○			37 子供110番・老人110番への協力	○		○	○	○	14		
13 認知症サポーター養成講座の受講の促進	○		○	○	○	8		38 コンビニエンスストア駐車場へのタクシーの待機、見回り等	○		○	○	○			
14 運転免許証返納割引の導入	○		○	○	○			39 登下校時における通学タクシーの推進	○			○	○			
15 事業者における自社ホームページの開設	○				○	3		40 廃棄物不法投棄通報等への協力	○		○	○	○	11		
16 禁煙タクシーの徹底	○		○	○	○	15		⑧タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上								
17 タクシー便利屋の推進	○				○	15		41 賃金制度・乗務員の乗務環境の見直し	○			○	○			
18 タクシー運転代行の推進	○				○	7		42 デジタルタコグラフ活用など運行管理の徹底による労働時間の短縮	○			○	○			
19 優良運転者推薦制度の促進	○	○			○			43 若年労働者の積極的な雇用の促進	○			○	○			
②安全性の維持・向上								44 健康診断の充実	○			○	○			
20 ドライブレコーダー・デジタルタコグラフ等の導入及びそれを活用した事故防止教育の実施	○				○	3		45 休憩室等の福利厚生施設の充実	○			○	○	2		
21 アルコールチェッカーの導入	○		○	○	○	8	60	46 女性が働きやすい職場環境の整備	○			○				
22 運輸安全マネジメント講習の受講	○				○	5		47 防犯訓練の実施	○		○	○	1			
23 セーフティドライバーコンテストの実施	○		○	○	○			48 防犯仕切板の導入・防犯カメラの導入	○		○	○	○	5		
24 交通事故ゼロ運動等の実施	○		○	○				49 領収書自動発行機の導入	○			○	○			
③環境問題への貢献								⑨事業経営の活性化、効率化								
25 ハイブリット車等低公害車の導入促進	○		○	○	○	2		50 GPS-AVMの導入とそれを活用した効率的配車(再掲)	○			○	○			
26 アイドリングストップ車・後付アイドリングストップ装置の導入	○		○	○	○	1		51 共同配車センターの設置	○			○				
27 アイドリングストップ運動の推進	○		○	○	○	3		52 部品等の共同購入の推進による経費の圧縮	○			○	○			
28 エコドライブコンテストの実施	○				○			合 計	52	5	24	43	41	154	127	

実施主体：(事業者)タクシー事業者 (タク協)タクシー協会 (個人組)個人タクシー組合

唐津市タクシー特定地域協議会 地域計画 / 特定事業計画認定集計表

承認日:平成22年3月18日 公表日:平成22年3月26日

特 定 事 業		実施主体		実施時期		法人計 (8社)	特 定 事 業		実施主体		実施時期		法人計 (8社)
		事業者	タク協	短期	中期				事業者	タク協	短期	中期	
①利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起(タクシーサービスの活性化)							④交通問題、都市問題の改善						
1	サービス向上のための教育・研修の充実	○	○	○	○	7	29	主要なタクシー乗り場等の街頭指導の推進	○		○		2
2	短距離利用を歓迎する運転者教育及び気軽な利用を呼びかける利用者へのPR	○	○	○		4	30	タクシー車両による混雑地域における迷惑行為の抑止策の徹底	○		○		1
3	GPS-AVMの導入とそれを活用した効率的配車	○			○	1	31	タクシー乗り場及び周辺における美化の推進	○		○		3
4	電子マネー、クレジットカード、ICカード決済器の導入	○			○		⑤総合交通ネットワークの一員としての機能の向上						
5	チャイルドシートの導入	○			○		32	バス路線廃止後等における地域住民の移動手段の確保のための乗合タクシーの推進	○			○	
6	ハイグレード車の導入	○		○	○		33	輸送障害時における代替輸送の連携強化	○		○		
7	ジャンボタクシーの導入	○			○		⑥観光振興に向けての取り組み						
8	ETCの導入	○		○	○		34	観光タクシーの運行	○		○	○	
9	自社乗り場の設置・運営	○		○	○		35	観光タクシー乗務員接客講習会の実施	○	○	○	○	1
10	福祉タクシー・介護タクシーの運行	○			○		36	観光タクシーの情報等の広報活動	○	○	○	○	
11	子育て支援タクシー・妊婦支援タクシーの運行	○			○		⑦防犯対策等への貢献						
12	ホームヘルパー研修の受講の促進	○		○	○		37	子供110番・老人110番への協力	○		○	○	3
13	認知症サポーター養成講座の受講の促進	○		○	○	1	38	コンビニエンスストア駐車場へのタクシーの待機、見回り等	○		○	○	
14	運転免許証返納割引の導入	○		○	○		39	登下校時における通学タクシーの推進	○		○	○	
15	事業者における自社ホームページの開設	○		○	○		40	廃棄物不法投棄通報等への協力	○		○	○	1
16	禁煙タクシーの徹底	○		○		3	⑧タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上						
17	タクシー便利屋の推進	○		○	○	4	41	賃金制度・乗務員の乗務環境の見直し	○		○	○	
18	タクシー運転代行の推進	○		○	○		42	デジタルタコグラフ活用など運行管理の徹底による労働時間の短縮	○		○	○	
19	優良運転者推薦制度の促進	○	○	○			43	若年労働者の積極的な雇用の促進	○		○	○	
②安全性の維持・向上							44	健康診断の充実	○		○	○	
20	ドライブレコーダー・デジタルタコグラフ等の導入及びそれを活用した事故防止教育の実施	○		○	○		45	休憩室等の福利厚生設の充実	○		○	○	
21	アルコールチェッカーの導入	○		○	○	1	46	女性が働きやすい職場環境の整備	○			○	
22	運輸安全マネジメント講習の受講	○		○		1	47	防犯訓練の実施	○		○		
23	セーフティドライバーコンテストの実施	○		○	○		48	防犯仕切板の導入・防犯カメラの導入	○		○	○	
24	交通事故ゼロ運動等の実施	○		○		1	49	領収書自動発行機の導入	○		○	○	
③環境問題への貢献							⑨事業経営の活性化、効率化						
25	ハイブリット車等低公害車の導入促進	○		○	○		50	GPS-AVMの導入とそれを活用した効率的配車(再掲)	○		○	○	
26	アイドリングストップ車・後付アイドリングストップ装置の導入	○		○	○		51	共同配車センターの設置	○		○	○	
27	アイドリングストップ運動の推進	○		○		4	52	部品等の共同購入の推進による経費の圧縮	○		○	○	
28	エコドライブコンテストの実施	○		○	○		合 計		52	5	43	41	38

実施主体:(事業者)タクシー事業者 (タク協)タクシー協会

佐賀県バス・タクシー協会の取組み

平成22年10月

平成22年度「タクシーの日記念プレゼント」 アンケート実施結果について

佐賀市タクシー協会

佐賀市タクシー協会では、8月5日の「タクシーの日」の記念イベントとして、日頃のタクシー利用者の皆様への感謝の気持ちと利用者からのタクシーに関する要望事項等を伺い、今後のサービス改善に役立てることを目的として、タクシーの日プレゼントアンケートを実施しました。

今般、その調査結果をまとめましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、当協会会員一同、調査結果を参考とさせていただきまして、より一層お客さまに愛されるタクシーを目指し、乗務員の接客マナーアップに努めてまいります。

記

1. 事業名

「タクシーの日記念プレゼント」アンケート調査

2. 実施概要

- (1) 配布期間 8月1日(日)～8月10日(火)
- (2) 配布方法 15,000枚を加盟会員事業者(18社)の全タクシー車両(普通車1両当たり約30枚)に備え付け、利用者へ配布
- (3) 回収方法 乗務員へ直接手渡し又は投函(8月15日迄消印有効)による。
- (4) 商 品 抽選で合計421名様へ佐賀市タクシー共通乗車券をプレゼント。

種別	佐賀市内共通タクシー乗車券	
1等	20,000円分	3名様
2等	10,000円分	18名様
3等	2,000円分	400名様
合 計		421名様

(5) 広報活動 市内タクシー会社の各種取り組み状況を合わせて広報。
ジャンボタクシー、福祉・介護タクシー、タクシー便利屋サービス、子供110番他

(6) 抽選日 8月20日(金)

(7) 商品発送 抽選日以降、順次発送(完了)

(8) 個人情報の取扱い

お預かりした個人情報はアンケートプレゼントのみに利用し、お客さまの同意・了承なく、第三者に開示・提供しません。

3. 実施結果

(1) 有効アンケート回答数 1,813通(回収率約12.1%)

・回答者の傾向

①男女別構成 男性 約40%、女性 約60%

②年齢別構成(%)

19歳 まで	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	計
2.8	8.7	10.0	10.4	18.4	16.6	18.9	13	1.1	100
					49.6				

(2) アンケート調査項目

1) 設問内容及び集計結果

設 問 内 容	はい	いいえ
①「おはようございます」「こんにちは」等、乗車時の挨拶はできていましたか	98%	2%
②行き先を告げたら「はい」と返事が返って来ましたか	99%	1%
③「忘れ物はありませんか」の一言がありましたか	90%	10%
④「ありがとうございました」と降車時の挨拶はありましたか	99%	1%
⑤タクシー代行を利用される事がありますか	29%	71%

2)その他 タクシーに関する意見要望等について(自由記載)

苦情・要望等

- ・車内環境(臭いや空調温度)の改善を図っていただきたい。
- ・車内禁煙を徹底いただきたい。未だに車内で喫煙している乗務員が見られる。
- ・停車時にメータが上がる時があり、不満である。
- ・佐賀駅・佐賀空港のタクシーの接客に不満である。
- ・運賃が高いと思う。各種割引制度(高齢者・難病者・未成年者等)の創設を望む。
- ・近距離時の対応が悪く、利用しづらい。
- ・地理不案内な乗務員も多い。目的地までの運行ルートを確認してほしい。遠回りされたことがある。
- ・プロドライバーとして、交通ルールを遵守いただきたい。運転が荒い人がいる。
- ・車椅子対応車両を増やしてほしい。ジャンボタクシーを導入してほしい。
- ・車両が古く、驚いた。
- ・無線配車係の電話対応が不満であった。
- ・電話で依頼した場合に、到着時間をお知らせしてほしい。
- ・障害者手帳を提示する際の対応が悪い。(不機嫌な対応をされた)
- ・荷物持参時には、手伝ってほしい。
- ・訪問先施設などでタクシーの電話が分からない場合が多いため、案内をしてほしい。
- ・タクシーに乗りたくても流しのタクシーが見つからない時がある。流してほしい。

お褒めのことば

- ・都会のタクシーに比べ、佐賀の運転手さんは親切です。
- ・以前と比べて、佐賀のタクシーは親切で安心して利用できます。
- ・運転手さんが忘れ物を一緒に探していただき、無事に手元に戻り助かりました。
- ・いつも気持ちよく利用させていただいております。
- ・〇〇タクシーの運転手さんはとても感じが良くて、また利用したい。会話も楽しく、車内温度にも気を遣っていただき、優しさを感じました。

(3) 講 評

当協会では、平成19年に佐賀県バス・タクシー協会の「さわやか挨拶一声運動」の取り組みの一環として、類似のアンケート調査を実施したところですが、前回と比較して、「挨拶」や「声かけ」等は、改善が見られます。

しかしながら、上記(2)記載のとおり苦情・要望等が多数寄せられました。これらを参考にしつつ、サービス改善に取り組むことが必要です。

(設問1、4)

乗車時の「挨拶」は、接客サービスの基本です。100%の実施が当然ですが、「挨拶なし」が2%もあること。また、「ありがとうございました」の「声掛けなし」が1%もあり、大変残念な結果となりました。

これらの接客用語は、100%実施が当然です。指導教育を徹底する必要があります。

(設問2)

「行き先確認」の徹底については、乗務員の道不案内、遠回り運行等によるトラブルの未然防止を図るためにも100%徹底しなければなりません。指導教育を徹底する必要があります。

(設問3)

タクシー車内における忘れ物の発生は依然として後を絶たない状況です。

「忘れ物はありませんか」の一声を確実に励行し、注意喚起することにより、忘れ物の発生は大幅に減少すると考えられます。

万が一、忘れ物の発生を確認した際には、乗客が判明する場合は直ちに連絡を取ること、持ち主不明の場合は、直ちに会社に報告する等により適切に対応する必要があります。

なお、佐賀市法人タクシーでは、忘れ物問い合わせ窓口を佐賀県バス・タクシー協会事務局に開設しており、適切な報告を徹底して下さい。

また、携帯電話、家・車のカギの忘れ物が特に多いことに十分留意して下さい。

(設問5)

「タクシー代行」については、その歴史は古く、タクシー利用者等に対するサービスの一環として、昭和50年代から実施しております。また、社会問題化している飲酒運転防止対策として市民生活に欠くことはできないタクシーサービスの一環であるものと認識しています。

当地区には一般運転代行業者が多数営業しており、これらによる低料金営業により、価格面では太刀打ちできない状況となっており、需要は減少傾向となっています。

当アンケート結果でも、「利用したことがない」が71%もあり、残念な結果となりました。

「タクシー代行を知らない。」と言った声も多く寄せられており、当業界の広報不足も感じられるところです。

料金格差については、簡単に解決できる問題ではございませんが、積極的に広報に取り組む必要があります。

(4) 反省点等

- ・設問内容

今回の設問内容①～④は、タクシー乗務員の最低限の常識程度です。今後は、設問内容について工夫する必要があるものと考えます。

- ・回収率

アンケート用紙の回収は、「郵便」に加え、「乗務員への手渡し」方式を採用し、回収率が、前回(H19:約3%)と比較し上昇しました。

回収率の上昇は、商品の大幅な増額効果もあったものと考えられますが、今後も「郵便料金別納ハガキ」の導入など、更なる検討が必要です。

- ・広報

「タクシーの日」のPRの他、市内タクシー会社の各種取り組み内容を紹介でき、一定の成果があったもの考えられます。アンケート用紙の配布は、日頃のタクシーご利用に対する感謝の気持の一環として、タクシー車内で配布しました。佐賀新聞に記事を掲載いただき、広報に努めたところですが、十分とは言えません。

普段、タクシーをご利用いただかない方に対し、いかんにして「タクシーの利便性」等の広報を行い、利用促進に努める方策についての検討が必要です。

については、「今後の改善方策等」について、関係者間で検討していきたいと思っております。

佐賀市タクシー協会
会長 片江 正則

佐賀市特定事業計画(地域計画)取組み状況 一覧表 1/5

整理番号	事業者名称	事業区分	番号	実施項目
1	(株)佐賀タクシー	①利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起(タクシーサービスの活性化)	1	サービス向上のための教育・研修の充実
			6	ハイグレード車の導入
			13	認知症サポーター養成講座の受講の促進
			15	事業者における自社ホームページの開設
		②安全性の維持・向上	20	デジタルタコグラフを活用した事故防止教育の実施
			21	アルコールチェッカーの活用
		③環境問題への貢献	25	ハイブリット車等低公害車の導入促進
		④交通問題、都市問題の改善	31	タクシー乗り場及び周辺における美化の推進
		⑤総合交通ネットワークの一員としての機能の向上	32	バス路線廃止後等における地域住民の移動手段の確保のための乗合タクシーの推進
		⑥観光振興に向けての取り組み	34	観光タクシーの運行
			35	観光タクシー乗務員接客講習会の実施
		⑦防犯対策等への貢献	37	110番サポーター制度への協力
		⑧タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上	47	防犯訓練の実施
2	(有)みどりタクシー	①利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起(タクシーサービスの活性化)	1	サービス向上のための教育・研修の充実
			2	短距離利用を歓迎する運転者教育及び気軽な利用を呼びかける利用者へのPR
			13	認知症サポーター養成講座の受講の促進
			16	禁煙タクシーの徹底
			17	タクシー便利屋の推進
		18	タクシー運転代行の推進	
		②安全性の維持・向上	21	アルコールチェッカーの活用
			22	運輸安全マネジメント講習の受講
		③環境問題への貢献	26	アイドリングストップ車の導入
		④交通問題、都市問題の改善	29	主要なタクシー乗り場等の街頭指導の推進
			30	タクシー車両による混雑地域における迷惑行為の抑止策の徹底
⑦防犯対策等への貢献	37	子供110番・老人110番への協力		
	40	廃棄物不法投棄通報等への協力		
3	(株)池田タクシー	①利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起(タクシーサービスの活性化)	1	サービス向上のための教育・研修の充実
			16	禁煙タクシーの徹底
			17	タクシー便利屋の推進
			18	タクシー運転代行の推進
		②安全性の維持・向上	21	アルコールチェッカーの導入
⑦防犯対策等への貢献	37	子供110番・老人110番への協力		
4	中央タクシー(株)	①利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起(タクシーサービスの活性化)	1	サービス向上のための教育・研修の充実

佐賀市特定事業計画(地域計画)取組み状況 一覧表 2/5

整理番号	事業者名称	事業区分	番号	実施項目
5	(有)大財タクシー	①利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起(タクシーサービスの活性化)	1	サービス向上のための教育・研修の充実
			16	禁煙タクシーの徹底
			17	タクシー便利屋の推進
		③環境問題への貢献	27	アイドリングストップ運動の推進
		⑦防犯対策等への貢献	40	廃棄物不法投棄通報等への協力
6	神野タクシー(有)	①利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起(タクシーサービスの活性化)	1	サービス向上のための教育・研修の充実
			16	禁煙タクシーの徹底
			17	タクシー便利屋の推進
		④交通問題、都市問題の改善	31	タクシー乗り場及び周辺における美化の推進
		⑦防犯対策等への貢献	37	子供110番・老人110番への協力
7	明治タクシー(株)	①利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起(タクシーサービスの活性化)	1	サービス向上のための教育・研修の充実
			2	短距離利用を歓迎する運転者教育及び気軽な利用を呼びかける利用者へのPR
			13	認知症サポーター養成講座の受講の促進
			16	禁煙タクシーの徹底
		④交通問題、都市問題の改善	29	主要なタクシー乗り場等の街頭指導の推進
			30	タクシー車両による混雑地域における迷惑行為の抑止策の徹底
		⑦防犯対策等への貢献	31	タクシー乗り場及び周辺における美化の推進
			37	子供110番・老人110番への協力
40	廃棄物不法投棄通報等への協力			
8	(有)天山タクシー	①利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起(タクシーサービスの活性化)	1	サービス向上のための教育・研修の充実
			2	短距離利用を歓迎する運転者教育及び気軽な利用を呼びかける利用者へのPR
			13	認知症サポーター養成講座の受講の促進
			16	禁煙タクシーの徹底
			17	タクシー便利屋の推進
			18	タクシー運転代行の推進
		②安全性の維持・向上	21	アルコールチェッカーの導入
			22	運輸安全マネジメント講習の受講
		④交通問題、都市問題の改善	29	主要なタクシー乗り場等の街頭指導の推進
			31	タクシー乗り場及び周辺における美化の推進
		⑦防犯対策等への貢献	37	子供110番・老人110番への協力
40	廃棄物不法投棄通報等への協力			

佐賀市特定事業計画(地域計画)取組み状況 一覧表 3/5

整理番号	事業者名称	事業区分	番号	実施項目
9	(有)城東タクシー	①利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起(タクシーサービスの活性化)	1	サービス向上のための教育・研修の充実
			2	短距離利用を歓迎する運転者教育及び気軽な利用を呼びかける利用者へのPR
			13	認知症サポーター養成講座の受講の促進
			16	禁煙タクシーの徹底
			17	タクシー便利屋の推進
			18	タクシー運転代行の推進
		②安全性の維持・向上	21	アルコールチェッカーの導入
			22	運輸安全マネジメント講習の受講
		④交通問題、都市問題の改善	29	主要なタクシー乗り場等の街頭指導の推進
			31	タクシー乗り場及び周辺における美化の推進
		⑦防犯対策等への貢献	37	子供110番・老人110番への協力
40	廃棄物不法投棄通報等への協力			
⑧タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上	45	休憩室等の福利厚生施設の充実		
10	(有)はと交通	①利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起(タクシーサービスの活性化)	1	サービス向上のための教育・研修の充実
			13	認知症サポーター養成講座の受講の促進
			16	禁煙タクシーの徹底
		17	タクシー便利屋の推進	
		⑦防犯対策等への貢献	37	子供110番・老人110番への協力
40	廃棄物不法投棄通報等への協力			
11	(有)横尾タクシー	①利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起(タクシーサービスの活性化)	1	サービス向上のための教育・研修の充実
			6	ハイグレード車の導入
			15	事業者における自社ホームページの開設
			16	禁煙タクシーの徹底
			17	タクシー便利屋の推進
		18	タクシー運転代行の推進	
		②安全性の維持・向上	21	アルコールチェッカーの導入
			25	ハイブリット車等低公害車の導入促進
		③環境問題への貢献	27	アイドリングストップ運動の推進
37	子供110番・老人110番への協力			
⑦防犯対策等への貢献	40	廃棄物不法投棄通報等への協力		
	12	野口 アキ子 (蓮池タクシー)	①利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起(タクシーサービスの活性化)	1
17				タクシー便利屋の推進
②安全性の維持・向上			20	ドライブレコーダー・デジタルタコグラフ等の導入及びそれを活用した事故防止教育の実施

佐賀市特定事業計画(地域計画)取組み状況 一覧表 4/5

整理番号	事業者名称	事業区分	番号	実施項目
13	(株)相互タクシー	①利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起(タクシーサービスの活性化)	1	サービス向上のための教育・研修の充実
			2	短距離利用を歓迎する運転者教育及び気軽な利用を呼びかける利用者へのPR
			16	禁煙タクシーの徹底
			17	タクシー便利屋の推進
			29	主要なタクシー乗り場等の街頭指導の推進
		④交通問題、都市問題の改善	30	タクシー車両による混雑地域における迷惑行為の抑止策の徹底
			31	タクシー乗り場及び周辺における美化の推進
			37	子供110番・老人110番への協力
		⑦防犯対策等への貢献	40	廃棄物不法投棄通報等への協力
14	(有)久保田タクシー	①利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起(タクシーサービスの活性化)	1	サービス向上のための教育・研修の充実
			2	短距離利用を歓迎する運転者教育及び気軽な利用を呼びかける利用者へのPR
			10	福祉タクシー・介護タクシーの運行
			13	認知症サポーター養成講座の受講の促進
			16	禁煙タクシーの徹底
			17	タクシー便利屋の推進
			18	タクシー運転代行の推進
			21	アルコールチェッカーの導入
		②安全性の維持・向上	22	運輸安全マネジメント講習の受講
			29	主要なタクシー乗り場等の街頭指導の推進
		④交通問題、都市問題の改善	31	タクシー乗り場及び周辺における美化の推進
			37	子供110番・老人110番への協力
		⑦防犯対策等への貢献	40	廃棄物不法投棄通報等への協力
⑧タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上	45	休憩室等の福利厚生施設の充実		
15	(有)おだタクシー	①利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起(タクシーサービスの活性化)	1	サービス向上のための教育・研修の充実
			2	短距離利用を歓迎する運転者教育及び気軽な利用を呼びかける利用者へのPR
			13	認知症サポーター養成講座の受講の促進
			16	禁煙タクシーの徹底
			17	タクシー便利屋の推進
		②安全性の維持・向上	18	タクシー運転代行の推進
			21	アルコールチェッカーの導入
		④交通問題、都市問題の改善	22	運輸安全マネジメント講習の受講
			29	主要なタクシー乗り場等の街頭指導の推進
		⑦防犯対策等への貢献	31	タクシー乗り場及び周辺における美化の推進
37	子供110番・老人110番への協力			
40	廃棄物不法投棄通報等への協力			

佐賀市特定事業計画(地域計画)取組み状況 一覧表 5/5

整理番号	事業者名称	事業区分	番号	実施項目
16	昭和タクシー(株)	①利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起(タクシーサービスの活性化)	1	サービス向上のための教育・研修の充実
			17	タクシー便利屋の推進
		④交通問題、都市問題の改善	29	主要なタクシー乗り場等の街頭指導の推進
		⑦防犯対策等への貢献	37	子供110番・老人110番への協力
17	嬉野 正人 (北山タクシー)	①利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起(タクシーサービスの活性化)	1	サービス向上のための教育・研修の充実
			2	短距離利用を歓迎する運転者教育及び気軽な利用を呼びかける利用者へのPR
			16	禁煙タクシーの徹底
18	(有)有明タクシー	①利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起(タクシーサービスの活性化)	1	サービス向上のための教育・研修の充実
			2	短距離利用を歓迎する運転者教育及び気軽な利用を呼びかける利用者へのPR
			15	事業者における自社ホームページの開設
			16	禁煙タクシーの徹底
		③環境問題への貢献	27	アイドリングストップ運動の推進
		④交通問題、都市問題の改善	31	タクシー乗り場及び周辺における美化の推進
		⑦防犯対策等への貢献	37	子供110番・老人110番への協力
			40	廃棄物不法投棄通報等への協力
19	(有)松原タクシー	①利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起(タクシーサービスの活性化)	1	サービス向上のための教育・研修の充実
			2	短距離利用を歓迎する運転者教育及び気軽な利用を呼びかける利用者へのPR
			6	ハイグレード車の導入
			16	禁煙タクシーの徹底
			17	タクシー便利屋の推進
		②安全性の維持・向上	20	ドライブレコーダー・デジタルタコグラフ等の導入及びそれを活用した事故防止教育の実施

唐津市特定事業計画(地域計画)取組み状況 一覧表 1/2

整理番号	事業者名称	事業区分	番号	実施項目
1	昭和タクシー(株)	①利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起(タクシーサービスの活性化) ④交通問題、都市問題の改善 ⑦防犯対策等への貢献	1	サービス向上のための教育・研修の充実
			17	タクシー便利屋の推進
			29	主要なタクシー乗り場等の街頭指導の推進
			37	子供110番・老人110番への協力
2	唐津観光タクシー(株)	①利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起(タクシーサービスの活性化)	1	サービス向上のための教育・研修の充実
			2	短距離利用を歓迎する運転者教育及び気軽な利用を呼びかける利用者へのPR
			16	禁煙タクシーの徹底
			17	タクシー便利屋の推進
		③環境問題への貢献	27	アイドリングストップ運動の推進
		④交通問題、都市問題の改善 ⑦防犯対策等への貢献	31	タクシー乗り場及び周辺における美化の推進
3	(株)玄海タクシー	①利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起(タクシーサービスの活性化)	1	サービス向上のための教育・研修の充実
			3	GPS-AVMの導入とそれを活用した効率的配車
			13	認知症サポーター養成講座の受講の促進
4	唐津タクシー(株)	①利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起(タクシーサービスの活性化)	1	サービス向上のための教育・研修の充実
			2	短距離利用を歓迎する運転者教育及び気軽な利用を呼びかける利用者へのPR
			17	タクシー便利屋の推進
		④交通問題、都市問題の改善	29	主要なタクシー乗り場等の街頭指導の推進
			30	タクシー車両による混雑地域における迷惑行為の抑止策の徹底
			31	タクシー乗り場及び周辺における美化の推進
5	隈 靖生 (七山タクシー)	①利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起(タクシーサービスの活性化)	1	サービス向上のための教育・研修の充実
			2	短距離利用を歓迎する運転者教育及び気軽な利用を呼びかける利用者へのPR
		②安全性の維持・向上	22	運輸安全マネジメント講習の受講
		③環境問題への貢献	27	アイドリングストップ運動の推進
		④交通問題、都市問題の改善	31	タクシー乗り場及び周辺における美化の推進
		⑦防犯対策等への貢献	37	子供110番・老人110番への協力
6	前田 国臣 (岩屋タクシー)	①利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起(タクシーサービスの活性化)	2	短距離利用を歓迎する運転者教育及び気軽な利用を呼びかける利用者へのPR
			16	禁煙タクシーの徹底
		②安全性の維持・向上	24	交通事故ゼロ運動等の実施
		③環境問題への貢献	27	アイドリングストップ運動の推進
		⑥観光振興に向けての取り組み	35	観光タクシー乗務員接客講習会の実施
		⑦防犯対策等への貢献	40	廃棄物不法投棄通報等への協力

唐津市特定事業計画(地域計画)取組み状況 一覧表 2/2

整理 番号	事業者名称	事業区分	番号	実施項目
7	(有)鎮西タクシー	①利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起(タクシーサービスの活性化)	1	サービス向上のための教育・研修の充実
			17	タクシー便利屋の推進
8	温泉交通(株)	①利用者サービスの改善等によるタクシーの需要喚起(タクシーサービスの活性化)	1	サービス向上のための教育・研修の充実
			16	禁煙タクシーの徹底
		②安全性の維持・向上	21	アルコールチェッカーの導入
		③環境問題への貢献	27	アイドリングストップ運動の推進

国自安第 42 号
国自旅第 34 号
平成 23 年 4 月 13 日

九州運輸局自動車交通部長 殿

自動車交通局安全政策課長
自動車交通局旅客課長
(公印省略)

特定地域におけるタクシー事業者の経営状況等に関する調査・監査の
実施について

タクシー事業については、長期的に需要が減少傾向にある中、地域によっては、タクシー車両数の増加などにより収益基盤の悪化や運転者の労働条件の悪化等の問題が生じ、タクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮することが困難な状況となっている。

このような状況を踏まえ、平成 21 年 10 月より施行された「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、国土交通大臣が供給過剰の進行等の問題が見られる地域として指定する特定地域においては、タクシー事業の適正化及び活性化を推進するため、タクシー事業者が特定事業と相まった事業再構築を定め、供給輸送力の減少、経営の合理化に取り組んでいるところである。

今般、同法附帯決議における「特定地域において協議会に参加しない事業者、減車等に協力しない事業者に対しては、タクシー事業の適正化、活性化を推進する観点から、その経営状況を十分に確認する等の措置を講じること。」の趣旨を踏まえ、下記のとおり調査・監査を実施することとしたので、対応されたい。

また、本調査・監査を円滑かつ効率的に実施するため、地域の実情を踏まえ、貴局において必要と判断する場合には、調査票送付前にヒアリング等を実施されたい。

なお、本件については、社団法人全国乗用自動車連合会会長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 輸送部門における対応

- (1) 協議会に参加しない事業者及び減車等に協力しない事業者など調査の対象となる事業者リストを作成すること。
なお、減車等が進んでいない特定地域においては、原則として当該地域内の全事業者を対象とすること。
- (2) 当該対象事業者に対しては、道路運送法第94条第1項に基づき、調査票(別紙様式を参照の上、貴局において作成すること。)を送付し、30日程度の報告期限を設け、必要事項を記入の上、報告するよう指示すること。
なお、当該調査票については、最低直近の1ヶ月分を記入させること。
- (3) 報告された当該調査票については、収支状況を確認するとともに、乗務距離の最高限度(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」という。)第22条により指定する地域に限る。)の遵守状況や拘束時間の遵守状況について精査すること。
- (4) 当該調査票を基に対面調査を実施すること。
なお、当該対面調査に当たっては、当該調査票の記入事項の根拠となる資料(乗務記録(運輸規則第25条第3項に規定する記録)、点呼記録(運輸規則第24条第3項に規定する記録)及びその他資料)について、当該調査票の対象となる期間分を用意するよう指示すること。
- (5) 調査の結果、法令違反(関連書類の未提出を含む。)の疑いが生じた場合には、具体的な法令違反の疑いの内容を精査し、調査対象事業者に当該法令違反について事実確認を行うとともに、改善指導を行うこと。
- (6) 調査結果に関係資料を添えて、監査部門に情報を提供すること。
- (7) 地域におけるタクシー事業の適正化、活性化の状況を踏まえ、輸送部門において必要と判断する場合には、本調査を定期的に繰り返し実施すること。

2. 監査部門における対応

監査部門においては、上記1.(6)における情報の提供を受け、「旅客自動車運送事業の監査方針について(平成21年9月29日付け国自安第56号、国自旅第124号、国自整第50号)」及び「旅客自動車運送事業の監査方針の細部取扱いについて(平成21年9月29日付け国自安第57号、国自旅第125号、国自整第51号)」に基づき、当該事業者に対して適切な措置を講ずること。

(別添)

国自安第 42 号の 2
国自旅第 34 号の 2
平成 23 年 4 月 13 日

社団法人 全国乗用自動車連合会会長 殿

自動車交通局安全政策課長
自動車交通局旅客課長

特定地域におけるタクシー事業者の経営状況等に関する調査・監査の
実施について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東及び近畿運輸局自動車監査指導部長並びに沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、了知されるとともに、傘下会員に対して周知徹底を図るようお願いいたします。